

欲得獄司良器可改獄司待遇

# 監獄雜誌

第九卷第五号

## 録

## 目

- 論 說……………(一頁)  
● 未成年犯罪者及其救済策(前號續) 山本徳尚
- 監獄茶話會……………(一三頁)  
● 第三回監獄茶話會
- 雜 録……………(一九頁)  
● 第三回内務省統計報告書を讀む(浪華生) ● 獄事片々(雜々生)  
● 放免囚徒及癩兒保護萬國會講
- 翻 譯……………(二七頁)  
● シュケーン行刑學(第三回) 松尾音次郎
- 雜 報……………(三四頁)  
● 典獄講習會に就て ● 監獄則中一部の改正に就て ● 看守教習期  
● 同に就て ● 巡查看守考試規程に就て ● 裁判出獄者犯罪及行狀報  
● 告に就て ● 押丁給料改正に就て ● 全國在監月末人員 ● 小河監獄  
● 事務官の出張に就て ● 監獄局僚の轉替に就て ● 司獄官吏必携を  
● 讀む
- 特別寄書……………(四〇頁)  
● 監獄官練習所設置に就ての所感 中村襄
- 獄事談叢……………(四三頁)
- 監獄の教誨に就て……………(四七頁)
- 監獄小話……………(四七頁) 孤松生
- 社會の裡面……………(五八頁)
- 出獄人保護……………(五八頁)
- 東京出獄人保護事業第一年報……………(六三頁)
- 外國語學……………(六三頁) 英語初少

警察監獄學會發兌

前内務大臣 伯爵樺山資紀公題辭  
 改正條約實施準備委員長 寺原長輝君序  
 前内務省警保局長監獄局長 小野田元瀨君序  
 英城縣知事 德富猪一郎君序  
 前内務省参事官 有松英義君序  
 前内務省司法制局参事 平岡定太郎君序  
 内務省書記官實施準備委員 小野次郎君序  
 衆議院書記官 小河滋誠君序  
 内務省参事官 野誠君序  
 内務省監獄事務官 牧野誠君序  
 警保局警務課長 牧野誠君序

内務省警保局兼監獄局勤務

新居友三郎君著

菊判四百五十百

用紙和製上等

脊タロース金字入美裝



憲法行政法  
 刑法刑事訴訟法  
 裁判所構成法  
 警察法  
**警察官教科書**

**正價金七拾五錢豫約者に限り前金五拾錢**  
東京市外全國選送料一冊金八錢

●官廳の申込に限り ●代金は郵便爲換を以て東京四谷區荒木町警察監獄學會磯村兌貞宛を以て着  
 ●前金を要せず ●本の上直に御送金相成たし但郵便爲換は四谷郵便支局に限る

再版 殘本若干あり此際御申込の向は **豫約減價** を以御需要に應すべし



**監獄官教科書出版廣告**

内務省 監獄事務官 小河滋次郎君序並校閱警察監獄學會出版

監獄學。實務要領  
 刑法。刑事訴訟法  
 裁判所構成法  
 憲法。行政法  
 會計法規。統計學大意

**監獄官教科書**

菊判六百頁内外  
 用紙和製上等  
 總タロース金字入美裝

定價一部金一圓豫約申込者に限り實價金七十五錢但無遞送料

豫約申込期限は本年六月卅日限り。代金は郵便爲換を以て東京四谷區荒木町二十番地警察監獄學會磯村兌貞宛を以て着本直に御送金相成たし但一府縣百部以上取纏め御申込の向へは三ヶ月。二百部以上は五ヶ月賦拂の御請求に應すべし。送金は四谷郵便支局に限る。製本出來七月末日申込順を以て送本致候(一個人の申込は前金を要す)

社會の全運隆盛に赴くに從ひ學者の専門的に學理を専攻する者増加するも獨り我國監獄に關する學理の如きは從來世人之を藐視し之を研究するもの絶て無かりしと雖ども今や改正條約實施の期漸く迫り社會の趨勢は之が必要を促し監獄學は専門的一の科學として帝國大學の講座に加へられ學者亦漸く之を専攻するに至り政府は大に斯道改良に銳意し後進有爲の士を待つに昨年六月勅令第二百十五號を以て警部書記看守長任用の道を開き内務省訓令第十四號を以て巡查看守考試規程を發布せられ尙人材養成に汲々とし警察監獄官練習所開設の計畫あり此際我監獄官吏たる者斯學を専攻せんとするも良書に乏しく於茲乎監獄官教科書の著述片時も忽緒に付すべからず本會茲に感あり

**本省當局者の**

**實驗に富み斯學に精通の數氏**に請ふに監獄教科用書の著述を以てせしに幸ひ希望を納れられ不日上梓せんとす又其の科目中其制度の改正調査中に係るものは草案に因り學理的著者の意見を加へられたり然れども本書或は金玉の微瑕あらんことを慮り小河監獄事務官の是正卓見を加へられんことを懇請せしに快く承諾せられ充分なる助力を支へらるゝ事となりしを以て本書眞價如何は今殊更之を矇々せず冀くは監獄官諸士本會の微衷を納れ斯學研鑽の參考に供せらるゝを得ば至幸之に過ぎず矣

東京市四谷區荒木町廿七番地

警 察 監 獄 學 會



熊本縣典獄官藤澤正啓君



兵庫縣典獄官西村茂範君



山梨縣典獄官森田重行君



臺新縣典獄官田直之丞君

猶與會印行

## 監獄雜誌第九卷第五號

## 論說

## ●未成年犯罪者及其救治策(前號の續)

## (三) 心意

山本 徳 尙

吾等は不完全ながらも罪人の體質に關して聊諸學者の説を見たり今や其心意に付て研究すると順序なるべし罪人は果して心意の發達に異狀を有するか若し異狀ありとせば如何なる點に於て著しき欠點弱質を有するか

凡そ人は百人が百人悉く一樣なるものにあらず各長處もあれば又短處もありて心意の發達に於ても圓滿に  
 智情意の揃ふて發達したるは極めて少しと云ふも不可ならん或者は智の非常に發達したる割合に意弱く  
 或者は情の甚強くして智の甚だ弱きなど吾等の平生見聞して明かに知るところ也犯罪人に在りても同じく  
 其欠點弱質必らずしも一樣ならず或者は智に欠け或者は情に鈍く或者は意に弱く中には此三能力共に薄弱  
 なるものありて殆んど白痴に類するものもあり而して心意の一部能力に欠點あるものと雖も元來心意は一  
 つにして只其能力の三種なるに過ぎざるが故に一部の故障は全体に影響を及ぼして他の二能力に於ても亦  
 不正順なる發達を免かれず左に項を分ちて之を研究するは必竟便宜の爲めたるに過ぎずと知るべし

(1) 智 犯罪者は概して智力の發達弱く其發達したるものも種々の原因によりて一種變則の發達をなし所謂  
 犯罪的智識に過ぎずして正順なる智の發達と見るべからず中には善惡邪正の區別をすらす能はざるも

のさへありモリソン氏の説によれば「無教育の罪囚と世間普通の人民とを比較するに智に於て大なる相違あり而して此相違は幼年時代に於ける教育の如何によりて説明し得べきものにあらず勿論幼年時代に於ける教育の如何が關係するには相違なかるべきも其は只一部分の理由にて尙他に一理由の存すると云ふは他にあらず犯罪者の或者は殆ど教育を受くるに堪へざるもの也彼等は記憶力を缺き又理會力を缺くものにて之を教育するは殆ど徒勞と云ふも不可ならん記憶想像理會の三能力を欠くは犯罪者の智力の特質也」となり多年我國の監獄に教誨に従事したる人の語るところによれば囚人はよく教誨に感ずるも之を忘却するとの速なるは驚くの外なしとフエーリー氏は犯罪者の智の一大欠點は先見の力なきにありとし彼等は其犯罪の結果が如何になり行くべきかを知らずとせり余が曾て多少の試験したるところによるも我國犯罪者の多くは理會力と先見の力とに於ては欠點著しきを認め得たりき彼等は針小の事の爲に棒大の惡事をなせり一時の安樂を貪りて永遠の苦痛に沈めり働かずして食せんとせり子孫の計は愚自己一身の計だに立つるとなく又立てんと考すらあらざる也其狀恰かも赤兒の如きか彼等は一塊の肉を見る一枚の衣を見る一函の貨を見る見て之を得んと欲す如何にして之を得べきかを考ふる能はざる也唯手を伸ばして之を得んとするのみ其誰の有に屬するものなるやば問ふところにあらず赤兒が他童の菓子を持てるを見て忽ち伸手之を得んとするに異ならず天上の明月をすら手を伸べて得んとするは赤兒が物体距離を知らざるによる他人の金品をすら奪て之を取らんとするは罪人が權利の位置を解せざるに出づ其狀或は又た蠱人の如きか襲奪を知て賣買を知らず符籙を知て牧畜を知らず漁するを知て耕すを知らざるものなり万事に短見にして思慮なく悟り得たるが如くにしてまた忽ち之を忘るゝなり勿論彼等は戒點に於て智慮あるものゝ如く見ふるゝなきにあらず犯罪の巧なると殆んど通常人の知り得ざるものありと雖も之余が前きに云へりし智識の變則

的發達にして犯罪の智識に限らるゝもの也猫が鼠を取り百舌鳥が他禽を捕ふると等しく一種の犯罪的本能とも云ふべきものにて正順なる智識と見るべからずエリス氏其著罪人論に記して曰く「犯罪者の智識には二面ありて一見したるところにては兩々並立すべからざるものゝ如し即ち彼等は一方に於て愚鈍不明淺慮驚き易く且不注意なると共に他方に於ては狡猾にして偽善詐欺を喜ぶ」と而して氏はマロー博士の説として放火罪及殺人犯の罪人は概して智力上に欠點最も著しく浮浪者猥褻罪者單純なる窃盜者之に亞ぎ詐欺罪者並びに掏摸盜賊は殆んど智の欠點を有せず短言すれば人身に對する犯罪者の智は財産に對する犯罪者のよりも劣等なりとのことを記載し且つ「犯罪者の愚鈍と狡猾は双々密接の關係ありて此兩者の並存は犯罪人をして蠱人に類せしめ下等動物に類せしむ蠱人と等しく犯罪者は科學の基礎とも云ふべく且進歩したる人民の最高特質とも云ふべき好奇心に欠くるところあり」となす尙引續きてエリス氏の引用するところによれば前パリ警察長官マーセ氏は犯罪者の狡猾奸黠なるに拘らず其無智なるとの免かれざるを評して「恰かも蛇鳥が葉影に頭を隠して自から自己の身体を見る能はざるが故に最早他に見付らるゝの憂なしと思ふに等し」と云ふ米國エルマイラ感化監獄の醫士ウエー氏も亦「犯罪者は冷利なるが如きも之眞の冷利にあらず寧ろ狐狸の狡猾に類す其鋭敏なるは單に自己の犯罪的經畫と自己の慾望悞樂とに鋭敏なるのみ」と云へりエム、ツヨリー氏も亦犯罪者の詐欺を喜ぶは恰かも教場に於て成績惡しき怠惰放肆の少年が教師を欺きて自から快とする成績良き少年よりも巧なるが如しとせり博士エー、クラウス氏の言はエリス氏が最後に引用せるもの也曰く「専門家の説によれば犯罪者は智識ありと云はんよりも寧ろ狡猾なりと云ふ方適當ならん狡猾は本能的先天的の能力にして智識より發達するものにあらず少年童女婦人蠱人一種の白痴に此能力の充分成熟したるものあり勿論此狡猾は經驗によりて形跡に變化を來すべけれども技術的に狡猾

の能力を養成するとは得べからず云々

以上の諸説は重に習慣犯罪者及び本能的犯罪者に關するものにて或る犯罪者にありては普通の智力を有するものなきにあらすエルマイラ感化監獄昨年報告によれば普通心意の能力を欠く者四百人に付一人二分にして先づ能力に欠點なしと思はるゝ者十四人三分其好良なる者七十七人三分而して秀逸なるもの六人八分也となり其能力の修養如何に關しては皆無の者四百人に付四十二人七分にして甚だ輕微の修養を受けたるもの十八人九分而して普通以上の修養を受けたる者二人三分也と云ふ稍前掲の諸説に反するの觀なきにあらざれどもエルマイラ獄に收容する罪人の種類を考ふるときは其相違の幾分を解釋するに足るべし即ち該監獄に收容せらるゝ犯罪者は十六歳以上三十歳以下の初犯者なること之也勿論昨年の報告中ブロックウエー氏の言ふところによれば在監者の百分の四十は入監前に或は捕縛せられ拘留せられ投監せられたる者也とのとなれども大体に於て所謂難治的習慣犯罪者にはあらざる者とす然るも尙彼等は其境遇によりて修養を缺き殆んど無智の民たるが如く其智の現はるゝものも變則的に發達して全く犯罪的智識となりたものゝ如し即ち習慣犯罪者若しくは本能的犯罪者は重に遺傳的に身体組織の弱點を有し又心意の能力に缺點を有す外部の境遇の不良によりて犯罪に至りたる者は其能力に於ては缺點あらざるにせよ修養を缺きたる結果として殆んど遺傳的犯罪者と同様の缺點を有するに至りたるものとす

未成年犯罪者に於ても同様の缺點弱質あるものにて之を普通の少年に比するに其能力の作用大に異なるものあり過日東京市養育院にて取調べられたる花村新六なる一少年(十歳)は再三放火を實行したるものなるが余が之に對して何故に放火をなしたるやと問ひしに答へて「親分や兄さが放火せよと云ひしによる」と云ひ金でも欲しさが故に之をなしたるやと問へば「然らず勿論金と菓子とを與ふる故に放火せよと親分は云へ

り」と答へぬ然らば何故に放火せしやと再度問へば「親分と兄さが放火せよと云へり」と答ふ其理會力に缺くると最も著し次に情に於て如何なる傾向あるかを見ん

(2)情 已に智に於て缺點あり情の普通ならざるは自然也蓋し智情は相互に密接の關係を有するものにして無智者の感情が粗野なるは吾等の平生實見するところ也されども吾等の先づ研究すべきは犯罪者の情に如何なる缺點ありやと云ふとに在り頗る困難なる問題にして容易に之を知ると能はず之に付ても先きに智の場合に於て陳べたと等しく遺傳的先天的に不能なるものと又其境遇習慣等によりて後天的に不能なるに至りたるものとの二種あるべし其何れの種類なるにせよ要するに情の發達せざることは明白也モリソン氏曰く「犯罪者の情に關しては之を言ふと甚だ困難にして又往々誤りに陥れども吾等の安んじて承認し得べき事は犯罪者の情は通常人の情の如く敏捷ならずと云ふこと之也」と第一彼等の感情は極めて動搖し易し彼等は興味を永續するとは能はず從て正當なる職業に堪ふると能はず從て怠惰にして怠惰の結果犯罪を以て一種の職業と考ふるに至る其狀恰も蠱人の規律ある事業に堪ふる能はずして山に獵り河に漁し他を襲ひ奪ふを喜ぶに似たり「アイヌ」人に接して之が教養を計りたるものは皆彼等の規律に堪へ得ざるを知るべし彼等は耕して收穫を待たんより山に入りて一頭の獸肉を得るを好む也彼れ犯罪者も亦然り勞働して一定の食物を得んよりは時に一日の食を缺くとあるも他に乞ふて食ひ他を盗みて着るを撰ぶ也彼等は快感よりも激感を得んより喜ぶ等は花よりも寧ろ酒を愛する也唱歌よりも寧ろ賭博を愛する也散策よりも盆踊を愛する也殊に勝負を争ふ事柄を最もよく好む未成年犯罪者の如きも此快樂の點に於ては著しく普通少年と異なるものあり今一例を擧げて之を言はん

A 一兒童、年齢七歳許にして未だ犯罪を實行したるとなきも其父は犯罪者にして曾て北海道集治監に

在りき此兒童目下原胤昭氏の養育の下に在るとなるが原氏の言によるに彼は普通少年の最も愉快として喜ぶ事に對しては餘り面白味を感ぜざるが如く卑近なる滑稽の如きに對しては手を拍ち口を開て快と呼ぶと云ふ此兒童を一見するものは其顔色の何となく活氣なきを認むべし

B 前掲の花村新六一一見して殆んど愉快なるものゝ此兒に存するとなきを知らしむ余と談話中少しも笑ふとなく唯如何にして他人の所有を偷盜するやを問はれしときのみ嘻然として最も勇ましく其模様を答へたり

色情は極めて粗野にして男女間の愛情なるものは彼等に在りては殆んど全く肉情なるが如し彼等の他に對する愛情の如きも甚だ奇体なる形跡を止むるゝ往々にして之あり余が見たる一賭博漢の如きは不絶他の同輩と共に争鬪するゝ頻りなるに拘らず全く關係なき者に對しては極めて丁寧親切にして殊に幼兒を愛したりきエリス氏も亦同種の類例を記載せり

獨乙の一犯罪者は其情婦を殺害したる後情婦の飼ひ馴らせし「カナリヤ」鳥の餌なきに窮せるを慮りて其家に至り之を放ち遣りぬ又他の一犯罪者は婦人を殺害したる後其家に止まりて該婦人の幼兒に食を與へたりヲセチーアなる殺人犯罪者は其犯罪の日に於て一匹の猫の生命を救はんが爲に自己の生命を失ひたり

此等の事例は實に奇怪なる心理的一現象にあらざるや次に犯罪者殊に習慣犯罪者が家族を思ふの情に至りては最も薄弱なるものにて其父母の事さへ全く忘却せるものあり蓋し彼等の多くは幼年より父母に捨てられ若しくは家を出でたるものにて之に對する情念の自から薄弱なるは止を得ざる次第ならんかエリス氏も此事實を認めて犯罪の原因一部は之に存すとなしモリソン氏も亦之に付て「中には鎖少の例外なきにあらざ

れども犯罪者の家族に對する情念は甚だ薄弱也と云へり此他外飾を喜び奢侈を好むは或る犯罪者の一特質なるが如し「エルマイラ」感化監獄の第二十年報によれば「窃盜猥褻等の犯罪は怠惰外飾の嗜好及び名譽を重んずる心の缺乏等より生ずる彼等の商業と見るも不可ならん博士ウード、ハッチンソン氏の照會に對し各都市の研究者より答へ來りたるところにより猥褻罪の原因を大別すれば左の如し(但し百分比例を以て之を示す)

- 一、外飾奢侈怠惰を愛好するより犯罪に至りたるもの 四二・一
- 二、職業なきより犯罪せるもの 九・四
- 三、他人に強ひられ若くは欺かれて犯罪に至りたるもの 一一・三
- 四、家庭の不良なるより犯罪するに至りたりもの 二二・八
- 五、遺傳 七・八
- 六、肉情より犯罪に至るもの 五・八

境遇と遺傳と肉体の組織とによりて彼等の情が如何に卑陋なるかを見るに足るべし  
猥褻罪は婦人の犯罪にして吾等は特に婦人の犯罪を此に研究せんとするものにあらざるが故に此事に付ては餘り長く言はざるべし唯ロムプロソー及フェレローの兩氏が婦人犯罪者論に於て陳ぶるところの一二節を掲ぐべし曰く「彼等の愛情は嫌惡と等しく全く利己的也其愛情たるや強力なる慾情にして彼等が一度男子に向て此情を發するや罪を犯しても其情を満足せしめざれば止まず」嫉妬怨恨の情は彼等に於て最も強し「彼等は正順なる感情を缺く其缺けたる所には厭ふべき慾情を以て充たさる」云々

怠惰及奢侈外飾の愛好心が犯罪の原因となるとは犯罪者の多くが賭博酒色に犯罪の端を開くを見ても明な



るとなるが余が北海道集治監に於て直接面會したる一人の囚徒は少年の時より酒色を好まず賭博をなさざりしも唯美衣を好み他人に物など與へて同輩の間に親分視せらるゝを好みしと云へり又昨年の夏余は紀州の一紳士より一人の不良少年を預り呉れまじきやどの照會を受けたることありしが當時該少年の模様を聞きしに家に在りしときより金錢を濫費し物品を購ふて之を他の兒童に分ち此くして他童の間に意張るを以て快となしぬ後大坂に出で、一學校に入り校金を窃盜して絹の手巾を購ひ之を他生徒に分ちて得たりきと蓋し此少年は校金窃取の罪により大坂監獄に入れられたるものにて余は其出獄後の事を依頼されたる也し思ふに此種の犯罪は未成年犯罪者に最も多かるべし正義に對する觀念即ち道義の觀念なるもの發達を知るに最も大切なるべけれども此感たるや單に情にのみ屬するものならずと信するが故に別に第四項に於て研究することし次に意志發達の如何を見ん

(3)意 ヤコビー氏曰く「犯罪は制せられねばならぬ惡念の結果にして其制御の力は全く意の能力に在り」と犯罪者の最も缺點とするところは意志の缺乏に在り凡そ外部の誘惑に壓せらるゝ所以のものは殆んど全く意志の薄弱なるに基因するものにて彼等自からに於ては惡と知りつゝも斷乎として之を排する能はず又善と知りて之をなす能はざる也此一事に付ては吾等自からの經驗に徴しても明なることにて感情の爲に壓倒せらるゝと正順の人に於ても往々之あり此誘惑に壓せらるゝの甚しきに至りて犯罪は構成せらるゝ也されど犯罪者の意志の薄弱なるは稍通常人と異なるものあるが如し其薄弱や單に修養の缺乏に基因するのみにあらずして根本的に能力に於て缺點あり且つ修養に堪へざるものあるが如しフエーリー氏は此事に付て記して曰く「癡狂者にもあらずさればとて普通の人間にあらざる犯罪者あるとは疑ふべからず人彼等と呼びて人面獸若くは人虎と云ふ」云々と蓋し本能的犯罪者を指すものにして意志の自由を缺乏するを意味するも

の也モリソン氏は犯罪者の意志に二種類ありとして説て曰く「犯罪者の意志は其能力に於て病的弱質あるにあらざれば全く利己的に意志の強さのもの也……前者は最も憐むべし時に善良なる決心をなし時に正義に立たんと欲し時に道義的責任の感なきにあらざれども彼等は不幸にして再三犯罪の渦中に陥落す或る場合に於ては彼等の意志は全く其作用を停止する者と見ゆ或る場合に於ては彼等の意志は極微の瞬間のみ其作用をなすか如し又他の場合に於て意志の中心力を缺乏す一陣の感情的暴風に吹き散らされて跡を止めず此等の犯罪者は概して暴飲者にあらずんば亂暴放殺謀殺の罪を犯かしたるものにて彼等は自ら制せんと欲して制し能はざる者也彼等の意志は疾病を有す彼等は右に左に搖られ搖られて人生の大海に破船するもの也意志に疾病なきも其意志の全然利己的なる者に至りては普通の所謂没道義漢と其實異るとなく正義を思ふとの薄き忠恕の念の少き萬事に自己中心のなると等は犯罪者に於ても不道德者に於ても別に異りたるとなし唯此兩者を區別するものは後者の利己は法律の範圍内に限れども前者の利己は法律を以て支配し得べからざるものありさればとて此種の犯罪者は必ずしも義務の念を缺けるにあらざり又刑罰を恐れざるにもあらず往々寧ろ此等の念の多少發達せるものなれども彼等の強力なる利己的性質は全く義務の念や刑罰の恐怖を壓倒し去りて如何なる危險を犯しても此利己の念を満足せしめずんば止まざる也彼等は其爲すべき事の何たるかを知る又爲すべき事をなすの如何にすべきかを知る犯罪の結果の如何なるべきかを知る即ちよく之を知ると雖も遂に其意志を驕すと能はざる也云々」と吾等の見るところに於ても亦此二種類ありを認め得る也此二種類あるを認むると雖も兩者共に其正順を失するものたることを認めずんばならず一は意志の薄弱なるもの也一は意志の狹隘なるもの也ピクトル、ユーゴの悲哀小説を讀みしものはヤンバルマンの意志を研究すると一ツの興味ならんか彼が僧正ミリエルの宅に宿せしところ途上少年の貨

幣を奪ひしところ其後アラスの法廷に臨む前後を精讀せば犯罪者の意志が場合に應じて如何に其能力を停止するの状を見るべし意志已に薄弱暫なきの馬楫なきの舟の如きのみ自己を支配するの權能なく漂々蕩々情慾の奴となりて遂に罪を犯す蓋し止を得ざるものとす

(4) 道徳上の觀念 彼等は智に於て情に於て意に於て缺點弱點あり其先天的なると後天的なるとを問はず不正順なるに於ては一也彼等の心意は兎に角普通の作用をなす能はざるものたるを疑ふべくもあらず道義の觀念薄弱なるは素より自然のみされど彼等の缺點は殊に此點に在ることを記臆せざるべからず世人動もすれば罪人を見るに普通道義の觀念あるものゝ如くあるは大に誤れり吾等は詐欺を以て不道徳となす漁色を以て不道徳となす而かも彼等は而かく感せざる也吾等は盜賊を以て惡事となす而かも彼等は而かく強く感せざる也吾等は放火を以て甚だ恐るべき罪惡となす而かも彼等は而かく切に感せざる也吾等は殺人を以て最も恐るべき不倫の極となす而かも彼等は差程恐るべき事とは考へざる也彼等は吾等正順なる人間の如く鋭く之を感せざるのみならず中には全然之を感せざるものすらあり恰かも蠻人が他人を殺し他村を燒き他物を奪ふて快然たるが如きか赤兒の火を弄し人を傷け物を害して平氣なるに均しきかよし道義の觀念ありとするも極めて薄弱なるを免かれずヘーヴロック、エリス氏其著に於て「アスバインは其結論に於て犯罪に關する心理的情狀は道義的觀念の缺乏と動搖に在りと云へり」云々の引用をなし道義的觀念の缺乏の一例を記載せりバリーの「コルボタル」(最下級武官名)強盜の目的を以て一族宿の女主人なる老嫗を殺害し捕へられて死刑に處せられたりしが彼が死刑の宣告を受けたる後も彼は泰然として平生に異りたることなく又自から其冷靜なるを誇り自若として自己の犯罪以外の諸事物に付き看守と相語れり彼は監獄の書籍室より書籍を借覽し遂に彼れの所謂「末期の文學」なるものを著すに餘念なかりき彼は詩文の趣味を有し自己の犯罪に關する一篇の脚本を著はせり常に傍人に語りて曰く「死乎我は之を怖れじ武士の如く哲人の如く、而かも其死は今や我が青壯勇健の時を襲ひ來らんとす恐るべき事哉されど我が心は定まれり我は勇ましく刑に就かん」と就刑の日に至りて彼れの泰然たるソクラテスの動止は實に其言葉に背かざりしを示せり

エリス氏の引證せる他の一例は以太利の竊盜犯者ローサテイなるもの也彼れが言に曰く「我は吾所行を誇る我は少額の金品を盜取せしとなし多額の金品を盜取するは竊盜にあらずして寧ろ投機業也云々」と此等の引例素より極端の事實のみ中には其罪惡たるを自覺するものあるべしと雖も而かも其罪惡たるを心に感ずるものは至て少くよし又之を感ずるにしても其感や極めて微弱なるものたるを免かれず彼等が犯罪の後或は自殺し或は自首するとあるを以て世人は「罪人でも其惡いことを知らないとは思ふならんかなれども彼等の自首し若しくは自殺するは必らずしも道義的觀念即ち後悔の念より出づるにあらず捕縛の免かれざるを恐るゝに出づると多し前きに記載したる花村新六なるものに對して余が「放火をなして恐ろしくは感せずや」と尋ねたるに彼は「恐ろしく思ふ警官に捕縛せらるれば也淺草に放火したるときは如きは五重の塔に逃げ込みたり」云々と答へたり彼は警官の捕縛を恐るれども道義的の恐怖にあらず此故に彼が養育院に入りて看護者より「院内の學校に出でよ其は院の規則なれば」と云へりしに對して「學校に出づるを欲せず強て出でよとならば余は其學校を燒かんのみ余は幾度となく放火をなせり云々」とさも無雜作に答へ其狀恰かも惡事とは思惟せざるものゝ如し後彼が送られて東京感化院に至りしときも途上車上に在りて平然として自から怪すやうと云ふと眠りを催せりと云ふフェーリー氏も亦所謂本能的犯罪者に付てフレイキア一氏の言を引用して「犯罪者の犯罪するは他の人の正業をなすと異なるとなし」と云ひ刑罰は彼等に對して何等の効力なく「彼等は監獄を苦みとせず其狀恰かも書家の書室に在て次回の書案を思考するに等し」と云

へり思ふに是等は最甚しき一例ならんかフエーリー氏は更に他の頁に於て「犯罪者の道義的觀念は後天的よりも寧ろ先天的に缺乏す其缺乏や全然缺乏せるものと一部分のみ缺乏せるものとありて何れも次第に犯罪的思想と行爲に反抗すると能はず已に其罪を犯すも之を後悔すると能はざるに至る」と説きモリソン氏も亦其著少年犯罪者論に於て少年犯罪者の多くは道義心を缺乏して此世に來れり此缺點は外部の不良なる事情と合して遂に彼等を犯罪者たらしむるものとす」と云へり尙エルマイラ感化監獄昨年報告によれば道義心に關する統計左の如し(百分比例を以て之を示す)

道義上の感動を受ける能力

全く無きもの

三五・五

稍有るもの

三八・四

普通にあるもの

二一・三

特に有るもの

四・八

道義心(親を思ふの念恥を知るの念等をも云ふ)

全く無きもの

三一・八

稍有るもの

三九・五

普通に有るもの

二二・四

特に有るもの

六・三

(日本監獄に於ける此種の統計は如何なるべきか若調査せられたる諸君は幸に本紙上に掲示せられんことを切望す)

之を要するに犯罪者は先天的に若くは後天的に全部に若しくは一部分に心意の能力を缺乏するものなる以上陳べ來りたるが如し未成年犯罪者も等しく此の如きのみ但し未成年者に在りては正順の者と雖も心意の能力未だ成熟せず從て薄弱動搖を免かれざるものなれば未成年犯罪者に在りては心意の不能殊に著し蓋し彼等は身体に弱質を有す身体の弱質は心意の作用に薄弱の點を生ずるを免かれず之に加ふるに彼等は不健全なる境遇に生長して心意の疾病を受けしもの也彼等の多くは父母を失ひ父母に見捨てられたるもの也彼等を見捨てたる若しくは彼等を養育し得ざる父母は已に父母としての義務を盡さず又子孫を養育するの能力を缺けるもの也父母已に然り見たるものが他に對する義務を知らず自から制するの能力を有せざるは自然のみ若しそれ父母を失ひたる孤兒に至りては社會の慘酷なる待遇薄情なる待遇の中に生長して自然人情の何たるを解せず道義の何たるを知らず自から知らず知らざるの間に犯罪者とはなり了るものとす

### 監獄茶話會

#### ●第三回監獄茶話會

斯道識者の會合になれる監獄茶話會は前回に於て決定せられたる會規(本誌第三號登載)に依り去月三十日午後一時より例の通り神田美土代町青年會館に於て開設せられたり、當日は小河監獄事務官の發議に依り討論宿題となりたる不定期刑論に就き數氏の討論ありたり、茲に當日諸氏の講演大要を摘記すれば左の如し、尙詳細は次號筆記に譲る

討論題 不定期刑制度を我刑法に採用するの可否  
第一席積極說 印南君

不定期刑を論ずるは赤司君に於て十分調査せられたれば同君に於て詳論せらるゝならんが抑も此不定期刑を採用せざるべからざるは歐洲各國に於ても已に議論ある處にして今此不定期刑を論斷せんと欲せば先づ刑罰權に遡りて其根原を釋ぬるを必要とす即ち刑の要素は何邊にある乎と云ふに單に罪を犯したるものに對し苦痛を與ふるを以て要素と云ふべからず然ば純正主義即ち正義の要求する處即ち國家の利益を保つ上に必要なるを基とすと云ふべき乎、然れど

も此刑罰の基本に付ては種々の説ありて此正義主義及利益主義は何れも或る點に於て利害得喪あり我刑は此兩者を折衷したる折衷主義に因り刑罰の基本となしたるものなり正義主義の求むる處は善に善報あり惡に惡報ありと云ふ道義の點より論ずるも法律は單に道徳にのみ依ることを得ず彼過失犯の如きは道徳に至ては決して欲點なきものなればなり故に道義若は正義の觀念は時代と共に發達するものにして萬古不易のものにあらざるなり例へば我邦の復讐は古代に在ては尊崇せられ貴重せられたりと雖も今日は刑法上の犯罪となるか如く國家が正義に反するものに對し單に苦痛を與ふると云ふは不可なり何となれば正義と云ふは只感情に過ぎざればなり去れば刑罰は國家生存の必要條件より起りたるものなるを以て此必要主義に依り國法を制定せざるべからざるなりと信ず果して然らば犯罪者を拘禁するは單に苦痛を與ふると云ふにあらすして犯罪人を改良し感化すると云ふ方法の手段なるを以て犯罪人の情狀を知悉すると云ふこと尤も必要なり犯罪の情狀は犯人の事情を法廷に於ける二三回の審問にて裁判官が裁判を宣告するものなれば其情狀の如きは到底之を詳悉す

るを得ずして反て監獄官吏は長期間常に刑罰を執行するを以て之を知悉するの便あり豫め法律に於て之を定め矯正感化の時期即刑期を監獄官に委ね或る一定の期間之を監獄に拘禁することとするも差支なきのみならず至極今日の理論に合ふものなりと信ず北米に於ては或る一定の期間之を延長することを得るも法律に定めたる最長期を隨意に延長することを得ざるが如し要するに反對者の論點は理論に於ては可なるも實行上に於て困難なりと云ふにあり果して然らば之れ監獄官吏が自ら自己の職務を抛棄したるものと云ふべし其實行時期の問題は別問題とし刑期を裁判官に委ることを得る以上は之を監獄官吏に委ぬるも差支なしと信ず尙諸君の高説を承りたし云々

第二席消極説 赤司君

前席印南君は私が充分調査したる如く言はれたるも如何せん調査の時日なきと材料不足の爲め僅に二三外國の著書に散見したることを取調べたるに過ぎず先第一理論より其説の當否を論じ次に歐米の文明國とを比照して之を論せん

不定刑期は有名なる「ワインズ」氏の初めて主唱せし所にして其説に曰く元來犯罪人に對し刑罰を科する

の目的は犯罪を減少するにあり即ち犯罪人を減少するは犯罪人を改良するにあるなりと

時癒ゆるかと云ふに其期間なきを以て癒ゆる迄拘禁すると云ふより外なきが如し、通常吾々は癡癡者を治する迄拘禁するは癡癡者の利益と同時に社會の安寧を保つ上に必要なればなり

佛蘭西「ピスターン」氏は此改良主義にして各國に行はるるときは不定刑期は必要なりと云へり夫の病人なれば治療を施すと云ふと同じく犯罪人を拘禁すると云ふは同時に此病を醫するにあり即ち犯罪を治療するなり犯罪人は道徳の疾病に罹りたるものにして幾日間治療すると癒ゆると云ふことを主張すると同じく刑期を定め刑を宣告するは其期間に改悛すると云ふと同一に歸す第一未治の病人を出院せしめんか忽ち再發すると同じく未だ改悛せざるものを半ばにして出獄せしむるときは又犯罪人となるは免れざるものにして徒に國費を要し社會の危險を増すものなり犯罪人が道徳上の疾病に罹り己に治癒したるも尙ほ之を拘禁するは不可なり管犯罪人を拘禁するは實に社會の安全を保つ上に於て必要なりとす故に其犯人が善に復したる時は宜しく出獄せしむべきなり國家は道徳的に治せざるものは拘禁し犯人の改善を待つは國家の義務なりと云ふべし又純正義の結果として犯罪と刑罰と權衡を一定せんとするは實に困難なり寧ろ犯罪が治する迄之を拘禁する方可なり故に何

「ワインズ」氏は此標準を以て衣服其他を購入し尙自己の勉強に依りて刑期を短縮し知らずく良習慣を養生し道徳に感化せしむべしと云へり

マコノキー氏の説は自己の勉否如何に依りて判るものにして怠惰の風を脱し勉強心を起し道徳心を發揮し一方は作業を奨勵するにあり

不定刑期は一種の流行に逐はれ米國は此好奇心に驅られつゝあるが如し

不定刑期論者には先天的に犯罪をなす癖ありと云ふのあり然らば之等のものに對しては國費を消糜して監獄に拘禁する必要殆んど之れなきなり

然りと雖も又一方に於ては今日實際に於て犯人保護は誠に徹々たるものにして公の事業として國家が盡力することなく監獄が何程疑はしきとありと云ふ

も保護する道なし之を警察に委せん乎内部の改良に至ては到底之を行ふ能はざるべし  
 英國のタラック氏は非常に之に反對しエルマイラ監獄を評して放火犯其他のものを僅々十八ヶ月位にて出獄せしむるは危険なりと云へり即ち社會の安寧秩序上より長く社會より隔離せしむるを必要とし短期間に真心改悛の有無を判定する能はずと又已に未全治者を出獄せしむるとすれば全治者を拘禁するが如き事なきや今此制度を採用し刑法の改正をなし劇變を興ふるときは人心を動搖するの虞あり種々の點より考察するも政策上如此主義を採用するは早計に失することなきや云々

第三席積極説 山本君

余は不定刑期を賛成するの一人なり  
 刑法と云ふものが教育的の意義を有するものにあらざれば無意義なり假令は百圓の金を窃取し懲役三年に處せられたるものあり此百圓と云ふものと三年と權衡を待てること能はず抑も罪と云ふものは罪人其者の罪のみにあらず身体の關係即ち頭蓋の關係腦髓其他血液の關係もあり假令は我が此土瓶を取りしとせん乎今日迄の歴史今日の事情、其境遇、其氣候、

なし再犯四の如きに於て大に其必要を感ずるものなり依りて一言す云々

第五席折衷説 小河君

余は山崎君の不定刑期の説と略同一なり  
 抑も此不定刑期を主張する論者は其之を犯したる犯罪其ものに重きを置かずなり即ち犯罪と云ふ事實に重きを置かずして犯人と云ふことに重きを置きたる説なり刑罰の基本は純正主義と復讐主義の觀念を合し併行せざるべからず又決して一方に偏すべからず人間の行爲には錯誤と云ふとあり今此心意の分量を斗り其意思を忖度して之を改良するは鬼神なれば格別吾人の希望し得べき事にあらず故に當吾々が意思を以て罰すると云ふことを得ず即ち外部に顯はれたる事實に因り之を罰し譬へ輕微の犯罪者を改良感化するも此外部に顯はれたる事實に依るなり  
 彼有名なる米國エルマイラ監獄の不定刑期採用の方法たるや重罪犯に對し之を執行せるは不充分の感なき能はず果して如此なれば寧ろ鼠賊狗盜の如き者に對しては不利益にして極惡大罪のものは僥倖を得て二年位にして出獄する如きとあり之れ犯罪人か虚偽をなすの風をなし偽善を裝ふて此僥倖を得るに至る

其教育、其父母に關係することあるも知れず故に道徳の癡癡として之を癡癡院に入る、如きは犯罪人を治療するに監獄に入れたると同様の處遇をなすこと能はず今日の場合には此等入院を許すべきものにあらず寧ろ監獄に拘禁すべきものなり又有教育者の犯罪と無教育者の犯罪を罰するとは其程度に於て異ならざるべからず先天的の犯罪は之を懲感化する望なし然りと雖も不定刑期を宣告して永久監獄に拘禁するは必要なりとす要するに刑期を定めると云ふに反對するものにして不定刑期の恐るべきは其不定刑期の惡しきにあらず改良者を拘禁すると云ふは之れ當局者の其人を得ざるにあるなり

第四席折衷説 山崎君

刑罰の目的が單に犯罪人を改悛するにありとせば死刑の必要なきに至る何となれば之等のものと雖も改悛の時期なしとせざればなり又改過の見込なきものは死刑にすべしと云ふなれば先天的のものは悉く死刑に處すべきものなるも刑罰の目的は懲感化し一を懲して千萬人を畏懼せしむると云にあり故に予は今悉く不定刑期を採用すると云ふとは尙早しと云ふ即ち初犯及過失犯の如きは不定刑期を採用する必要

なきや否や遂に監獄官吏を詐るの風をなさん亦單に犯罪人に重きを置くときは假令は官吏あり官金を買消したりとせん乎此等の者は拘禁せらるや已に改心せるなり又一時の感化に出でたる歐打の如き其歐打たるや犯罪小にして且感むべき情狀あるも其儘之を拘禁する如きことなきや故に寧ろ反對に危険なる慣習犯者に之を望む所以にして其最下期限を定め又其以上情狀に依り監獄に拘禁し即ち刑期何年以上何年以下と其最長期と最短期とを定むるを可とす

歐洲に於ては瑞西國の監獄に於て初て之を採用せられたり之れ未だ改悛せざるものを社會に放つは其危険少なからず故に一は犯罪人其ものゝ爲め一は社會の安寧秩序を保つ爲め監獄に拘禁するより已に外部に對しては再三犯罪したるものなれば純正主義にも悖戻せず利益主義にも適ふものと思ふ然れども兎に角米國のエルマイラ監獄制度には反對するものなり依て予は習慣犯者に對して之を施行せんことを望む云々

第六席積極説 留岡君

余は純正主義に反對するにあらざるも不定刑期にあらざれば刑法は一も其効を奏せざるなり米國が此不

定刑期を設けたるは法學の上にあらすして事實の上  
にあり夫れ國家なるものは永遠不朽に繁昌せざるべ  
からず然るを此前途に對し防害を加ふる犯罪人は之  
を罰し之を禁せざるべからずエルマイヲ監獄は殺  
人犯を除く外十八才以上三十才以下を拘禁する監獄  
なり不定刑期は偽善者を作ると云ふことに付て調査  
したることあるも此エルマイヲ監獄は一は生産的一  
は教育的の職業にして普通の教育は夜間に之をなし  
完全なる階級制度に則れり米國監獄の多望なるは實  
に非常なりと云ふべし即ち個人的の旺盛なる監獄に  
偽善者あることなし其偽善者ありと云ふは所謂想像  
論なりと云ふべし又階級制度の上に假出獄は六ヶ月  
よりあり思ふに人間が空氣を吸ふの必要と同じく監  
獄には不定刑期を採用すると云ふと最も必要なり云  
々

以上は當日討論の概要にして尙充分の研究を遂ぐる  
こととし閉會を告げたり

●第二回監獄茶話會出席人名

第三回監獄茶話會へ出席せられたる諸君は左の如し  
(次第不同)

内務省社寺局長 久米金彌君

- |   |           |
|---|-----------|
| 同 | 神尾 虎之助君   |
| 同 | 金木 儀門君    |
| 同 | 村井 繁之助君   |
| 同 | 杉本 壽幸君    |
| 同 | 松田 相尹君    |
| 同 | 西山 御太郎君   |
| 同 | 島井 直英君    |
| 同 | 郷原 増之輔君   |
| 同 | 小宮 山伊三郎君  |
| 同 | 富田 義江君    |
| 同 | 山崎 靜之助君   |
| 同 | 柳部 勝吉君    |
| 同 | 砂原 藤三郎君   |
| 同 | 野間口 正義君   |
| 同 | 大串 幸封君    |
| 同 | 若山 茂雄君    |
| 同 | 石川 三次君    |
| 同 | 渡邊 徳太郎君   |
| 同 | 木村 義利君    |
| 同 | 代田 欽次郎君   |
| 同 | 藤原 吉正君    |
| 同 | 警視廳市ヶ谷監獄署 |
| 同 | 神奈州縣典獄    |

- |   |             |         |
|---|-------------|---------|
| 同 | 同監獄事務官      | 小河 滋次郎君 |
| 同 | 監獄局員        | 有馬 四郎助君 |
| 同 |             | 赤司 鷹一郎君 |
| 同 |             | 野村 龜藏君  |
| 同 |             | 杉野 喜祐君  |
| 同 |             | 新居 友三郎君 |
| 同 |             | 三浦 貢君   |
| 同 |             | 羽村 就久君  |
| 同 |             | 印南 於菟吉君 |
| 同 |             | 上田 定次郎君 |
| 同 |             | 井上 貞傳君  |
| 同 |             | 山崎 末吉君  |
| 同 |             | 長屋 又輔君  |
| 同 | 社寺局員        | 諏訪 善太郎君 |
| 同 | 東京集治監典獄     | 河村 稻穂君  |
| 同 |             | 中村 襄君   |
| 同 | 警視廳鍛冶橋監獄署   | 奥村 嗣次郎君 |
| 同 |             | 鈴木 重則君  |
| 同 |             | 窪田 守國君  |
| 同 |             | 佐藤 甚三郎君 |
| 同 | 警視廳(巢鴨監獄)典獄 | 綾部 敦磨君  |

- 原 胤昭君
- 留岡 幸助君
- 山本 徳尙君
- 高木 正義君
- 佐野 尙君
- 生江 孝之君
- 外に四名

●第十二回内務省統計報告書  
を讀む

浪華 生稿

本書は元來内務省官制に依り本省主管事務の結果及  
ひ其事項を蒐集し數字を以て表章せられたるものに  
して書中主として明治二十九年中の事實を掲載せら  
れたりと雖ども種類に依り明治三十年若くは明治二  
十八年中の事實を登載し數年累計の現象を併記し其  
消長進歩の如何を比較表出し當局者に研究の材料を  
與へられたるの注意は實に至れり盡せりと謂ふべ

し、然ども惜むらくは我國爲政家の統計に對する觀念は甚だ冷淡にして折角賞風者か煩難なる手數と多數の時日を費したる眞價は殆ど雲煙過眼の間に没却せらるゝが如き感なき能はざるは平素余輩の遺憾とする所なり、余輩は素と統計に經驗あるものにあらず又素より爲政家を以て任ずるものにあらずと雖も凡そ事の輕重大小を論せず苟も全局の大成完美を望まると諸士は須らく現在及將來に於て此種の書冊を熟讀精察するの觀念なかるべがらずと信せり故を以て余輩は茲に本書の出版を機とし聊か監獄に關する部分を一讀し余輩の觀察を摘記せんと欲す、讀者幸に瀟覺の榮を垂れられんことを希望す

書中監獄に關する記事は第六十八表に始まり第一百一表に終る其間實に三十四事項に就き各種類を分ち又其觀察點を異にし序次排列其當を失はず詳細確實殆んど間然する所なきが如し、故に詳細に之を調査研究せば當局者の參考に資すべきもの饒多なるは素より論を待たずと雖も姑らく其内に就き余輩の深く感を惹きしものに就き意見を加ふることとせり而して其詳細に至ては講者須らく本書を繕き研究せられたきことにこそ

に歸り之と同時に夫々行實に與りしと又職役軍夫の各多少の金員を齎らし故郷に歸り親子の生計を容易ならしめたる等此逐年減少を見るに至りたるものなるが如し

二、明治二十七年乃至二十九年、三ヶ年間在監月末人員表(第七一表)

本表を通觀するに犯罪と季候との關係に就き概評するに足るものあり以上三ヶ年間累年在監總員の多少は前項に概記したるを以て姑らく之を置き廿九年中一月乃至十二月中在監人の尤も減少せるは七月にして三月は實に其最多を占む而して最少七月より漸々増加の現象を見るに八月は七月に比し僅に千人内外の増加に過ぎずと雖も九、十月に至り更に増すこと二千人内外に達し十一月、十二月に至ては又減少の傾きとなり越て一月、二月と漸く増して三月に至り一ヶ年中の最多數に達し四、五、六月と順次減少して七月に至り以前の最少數に減少せり是れ獨り二十九年中に限らず以上三ヶ年間の現象を對比するも殆んど此範圍の外に漏れざるが如し依是觀之は毎年三月は在監人最多數の期にして七月は何故に其最少數に減するやと云ふに其

一、明治二十五年乃至二十九年、五ヶ年間毎年々末全國在盟人員表(第七〇表)

本表は明治二十五年末全國在監人七万六千五百七十八なりしに二十六年は七万九千七百七十五人となり越て二十七年に至りては八万一千一人の多きに上り、二十八年に至り七万七千五百五十一人に減じ、二十九年は七万五千四百二十三人に減少せり、而して如何なる原因ありて茲に至りしやは容易に之を斷言するを得ずと雖も余輩の想像に依れば漸次物價の騰貴せしは勿論其主たる原因たるべくして就中明治廿七年末に尤も其増加を見るに至りしやを探究するに時恰も日清戰役の央に當り彼の豫備後備の軍藉にある在郷軍人たる壯丁男子が漸次召集せられ従軍したる結果、老幼家族の生活に窮乏せし者の多かりしと、一面此戰役の何時如何なる戰局を見るべきやも豫測し能はざりしは當時既に昂騰せる物價を益々騰貴せしむるに至りたる等は此最多數の在監人を出すに至りしものにして廿八年、廿九年と漸く減少して前述の減少を見るに至りしは日清戰役は既に明治二十八年上半季に於て全局の大捷を告げ曩きの召集軍人は漸次去て郷里

關係する所極めて廣く且各種の事情之れが原因となるに相違なかるべしと雖も余輩の想像する所に依れば三月は季節漸く温暖に向はんとし世人が一般に心氣輕快に赴き犯罪の如きも漸く減少すべき季節なるが如しと雖も却て在監人の此最多數を占むるを見るは要するに一月は即ち舊來の慣習上四民業を休止し加ふるに飲食に遊戯(賭博犯毆打犯等を多出す)に耽り所謂一年中の惰眠期とも看做すべき季節なるを以て其極犯罪して入監する者多くは二月、三月に至り囚人となるが如き事實にして是は都會の地に多しとす、而して二月は即ち陰曆の正月に相當するを以て舊慣を墨守せる一般の農家は恰も休業の期にして其結果入監者を多く出すもの即ち三月に至り一月以來の遞加入監者は刑事被告人より囚人に移る者多き事實に依て之を推せば一年内三月中の全國在監人の最多なるは決して奇異とするに足らざるが如し、而して之れが反對に七月に至り尤も在監人の減少するは時、漸く盛夏に近づき一枚の薄衣以て其身を覆ふに足り下層の窮民生計を得易きより犯罪(竊盜等)を出すと割合に少きによるなるべし然れども亦十月、十

一月に至ては天漸く寒く製ふに一枚の着換なく止むを得ず其態を満たさんとするに原因し漸く犯罪増加の現象を見るに至るべしと思惟せり  
 以上はホンノ概括的觀察に過ぎずして罪質若くは社會上境遇の如何に依り必ずしも此定率に據るべからざるが如しと雖も开は姑らく別問題とし他の統計に譲らんとす

三、明治二十九年中新に刑を受けし者の刑名及罪名別表(第七五表)

本表は先づ其罪質別并に男性女性の區別に依て之を觀察せんに一ヶ年間の受刑者は實に合計十七万五千五百六十一人にして内男十五万四千二十九人女二万五千三百三十二人となれり而して其割合は男百人に付女十三人九分餘に相當せり是れ即ち女性は男性に比し身体軟弱にして罪を犯すの機會を得易からず且女子は男子の扶助を受くるを以て天賦となせるによるなるべし然るに就中如何なる犯罪が女子に多くして却て男子に少なきやを見るに墮胎罪其第一を占め女子の犯罪は實に男子に三倍強を占ひ是れ其性質に於て女子に犯し易く男子は只其數峻從犯たるに過ぎざるを以ての所以なるべし

翻て刑名別より之を觀察せんに重禁錮其最大多數を占め其數無量十三万八千三百十人に達し百人中實に七十八人の多きを占む、而して以下刑の重き者より之を分記すれば無期徒刑百六十九人、有期徒刑四百十九人重懲役五百四十七人、輕懲役五百七十四人、其他等なりとす

四、明治二十九年中の囚人出監時遷善の状況表 (第七八表)

監獄の目的は犯罪の減少并に消滅を期するにあるは素より論を俟たざる所にして刑罰は即ち犯者をして改過遷善の實効を奏せしむるの唯一手段たるに外ならざるは亦た何人も異論なき所なり、本表は監獄最終の目的即ち刑罰の執行は果して如何なる成績を奏功せしむるものなるやを計數上一目の下に表章せし者にして結果に依て推究するに遷善の成績なる者百分中四十八一分四厘に對し不遷善者五十九人八分六厘の割合となれり依是觀之は監獄の目的は少くとも其半ば以上は奏効の實績なきことを證明せられたるものと云ふべし、去れば予輩の如き監獄改良を以て自ら任ずる者在ては尙更將來に鑑戒する所なかるべからざるなり想ふて

而して之に次くものは幼者老疾者遺棄の罪、狼麤姦盜重婚の罪、謀故殺罪の三種と爲す以上の三罪何れも女子其五分餘を占め男子は五分弱に過ぎず前者は皆女子に犯し易くして男子は比較的行ひ難きに依ると雖も謀故殺の内殊に嬰兒壓殺は畢竟女子自ら自己の不品行を社會に暴露するの醜名を覆はんが爲め且は比較的無智文盲なるより罪惡の惡むべく刑罰の處るべきを知らざるに原因するより此多數を占むるが如し、又一步を進めて凡ての犯罪中如何なる犯罪が最多數なるやと云ふに財産に關する罪實に其總數即ち十に對し四分一厘餘に相當せり而して財産に關する罪の内窃盜罪は其七分二厘餘を占めたり試に廿九年中竊盜受刑者の數を擧ぐければ男四万六千八百五十一人、女五千四百二十七人合計五万二千二百七十八人に達せり受刑者總數に對する割合は百人に付三十人を占めたり實に驚くべき多數ならずとせんや  
 其他順次多數なる犯罪別を摘記せば風俗を害する罪、違警罪、詐欺取財の罪、毆打創傷の罪、附加刑の執行を通るゝ罪贓物に關する罪、官私文書偽造の罪等は是れなり

茲に至る毎に予輩は寒心せざらんと欲するも豈に晏然たるを得んや左に社會上の關係に就て之を精察せんと欲す

(イ)年齢の關係に就て 遷善者不遷善者の百分比例中遷善者は如何なる年齢の者に尤も多く又尤も少なきやと云ふに五十歳以上の者に多くして十六歳未滿の者に尤も此微効なきが如し而して其理由を探究すれば幼年者の犯罪は多くは教育の不備に原因するものにして言はゞ智能の發達未だ完全ならざるより惡事は爲すべからずと云ふが如き良心の刺微を受くる感覺力に缺乏する所あるによるものならんか

(ロ)生育の關係に就て は父母の何人たるを知らざる棄兒に遷善者尤も多きが如く棄兒と同一の境遇にある孤兒は尤も其微効少きが如し而して双親又は隻親の存生者は其間にあるなり予輩が推想する所に依れば棄兒は素と不秩序なる家に誕生したるものたるは勿論なりと雖も遺棄せられ他人の保育を受くるにいたるときは既に其保育者の純良なる家庭に生長したるものと看做し得るを以て一朝犯罪に陥ることあるも其感化力の顯著なるもの



あるに依るならん、而して又其孤兒に在ては殆んど浮浪乞丐の間に生育し犯罪するに至りたる者なるを以て遷善の徴効少き又無理なりとせんや双親若くは隻親の存在者に在ては稍々前者に優るものとして其間に位すと見は可ならんか

(ハ)婚姻の關係に就て 有配偶者の有子者に遷善者割合に多きを占め未婚者に最少なるは理由あるが如し即ち甲に在ては幾分か配偶者及子女の愛情に羈束せらるゝ結果なるべくして乙者は此觀念絶無なればならん、有配偶無子者は有子に次ぎ徴効割合に顯はれ無配偶有子、無子之に次ぐはれ皆相當の理由あるが如し

(ニ)貧富の關係に就て 資産ある者は半数以上遷善の徴効顯はれ資産なき者の割合は其三分の一に過ぎざるは是れ亦理由の存することにて別に説明するの要なきが如し

●獄事片々

碌々 生

門衛 故バーハ氏は監獄の紀律は門衛看守を見て其一班を推知すに足ると云はれたりと聞く以て門衛の肝要なることを知るべし今日に於ては何れの監獄署に在ても門監に立番若くは見張を置き夫々注

害ありとせば改正服の効用を減殺するものと謂ざるを得ず故に當局者に於ては最初少しは手数なるべしと雖も授業者若しくは制服の受負人をして一旦看守の寸法を取らしめ新に拜命するものは其時々寸法を取り置き之に適合する服を新調するを要す或は多人數にて到底其煩に堪へずと云ふものなしとせず然れども或る一二の縣に於ては余が云ふ如く既に實行しつゝあり其結果至て宜しきを以て斯道の爲め之を當局者に告げて考慮を煩はさんと欲す

監房の鎖鑰 を嚴にせず之を怠るときは忽ち在監人に逃走せらるべし故に平素注意の上にも注意を加ふると必要なり前年或監獄にては囚徒の工場に出役せしとき其監房の錠を開放し置きたるどころ如何なる隙を見てなしたるものか囚徒が其錠の羽根を糸にて縛り置きたるを看守は何の氣も付かずして錠を施して去りたるにより囚徒は忽ち脱監逃走したりと云ふ是等は看守の不注意甚だしきものなりと雖も亦以て舊來の羽根錠を監房に用ひ而も尙囚徒の監房にあらざるときは錠を開放して置く處もある由につき少しは手数なれども錠だけは一

意せらるると雖も監獄支署に至ては門監に看守押丁を配置せず願伺の爲め出頭する人民まで自由に入出する所なきを保せず勿論規模の最小なる支署に在ては看守押丁の人員少きを以て戒護上比較的困難なるべしと雖も其門監に吏員を配置せず自由に入入を許すに於ては如何なる不都合を生ずるや知るべからず故に戒護一方として配置すると難ければ受付を兼ねて見張を置くも可なるべし少くも是れ丈けのとは是非實行せられたし

看守の制服 は既に改正せられ愈々本年四月より實施せられたり之を舊制の服と比較するとき威嚴を保つ上に於ても實用に適する點に於ても改正制服の舊制に勝ると勿論なりと雖も只裁縫不完全にして看守の身体に恰好せざるものあり其脊中に袋の入りたる如きは甚だ見苦しく従て姿勢を正ふするに困難なりとす聞く所に依れば多くは大中小の服を豫て新調し置き之を拜命等の際渡すものにつき一々寸法を取りて拵へたる如くには逆も恰好せざるなりと余は其説を信する能はずと雖も若し手数等を省くが爲め此の如き不完全なる服を調製し其結果看守の姿勢及威嚴を保つ上に於て多少の

々かけ置て萬誤りなきを期せられては如何囚徒の笠 在監人を監外に押送するとき晴雨に拘はらず笠を用ゆる規則なり是れは日光若くは雨を防ぐのみならず外人に對して在監人の誰たるを知らしめざるに在り然るに刑事被告人を押送する時に於てまで普通人民の用ゆる笠を用ひ其容貌を外人に見らるゝも敢て頓着せざるものなしとせず然れども刑事被告人に在ては免訴若くは無罪の言渡を受くるやも知るべからざるを以て規則の精神に背かざる相當の笠を一般に用ゆるを可とす余は囚徒に對しても外役工事等に使役する如き止を得ざる場合を除くの外は外人に其容貌を知らしめざるに足るの笠を押送の際用ひしめんことを希望す

婦女の病者看護 は女監取締に於て之を爲すべき規則なれども女監取締は則ち女看守にて殆ど看守と同一の職務を執るものにつき看守の判任待遇に比しても女監取締に此の如き劣等の仕事を爲さしむるは不穩當の嫌あり旁以て或る地方に於ては婦人の小使を置き之に病者の看護等を爲さしむる由勿論規則の上より論ずるときは多少の非難は之れあるを免れずと雖も男子の病者を押丁に看護せ

しむる如く寧ろ實際に適したる措置なりと謂はざるを得ず况や女監取締は待遇其他の點に於ても成るべく看守と同一にせられたしとは殆ど實際家の輿論なるを以て既に其筋に於ても此點につき改正の見込を以て調査せられつゝありと云へば早晚其改正を見るに至るべしと雖も其れ迄の間は便宜小使をして看護を爲さしむるも女監取締に於て能く之れが監督を爲すに於ては敢て不都合なかるべし否却て適當ならん

在監人の食物 之を人民に受負はしむべからずとの禁令なきを以て或は監獄に於て炊煮し或は人民に受負はしむるも敢て差支なきものゝ如しと雖も刑事被告人に對する差入の食物を一々検査する如く受負の食物を検査せざれば如何なる不都合を生ずるやも知るべからず然るに毎日三食とも皆一々之を検査するは實際に於て行はれず若し又受負人をして監獄若くは監獄支署に出頭せしめ官吏を立會はせて炊煮せしむれば監獄の手にて拵へたると殆ど異なる所なきを以て敢て危険の虞れなく且官の手數を省くの便益ありと云ふものなしとせず然れども在監人の食物は監獄自ら炊煮すべきが當

然なり若し之を人民に受負はしむるに於ては検査の困難なるのみならず受負人は固と一己の利益を謀るものにつき如何に契約を締結するも又嚴重に之が監督を爲すも自然利益の點に傾き其結果在監人の口腹に入る食物は漸々粗惡となり益營養を缺くに至るの虞あるを以て監獄署は勿論食物の受負を人民に命せらるゝ所なかるべしと雖も監獄支署には之れある由につき余は其受負を廢して其監獄支署自ら囚徒を役して炊煮の勞を執るを以て可なりと思考す但し警察署の留置場は元來囚人を拘禁すべき處にあらざれば其食物を人民に受負はしむと雖も僅々たる人員なるを以て一々之を検査するも敢て煩勞を來すとなかるべし

● 放免囚徒及棄兒保護 萬國會議

本年六月一日より白耳義國「アンヴェルス」に於て放免囚徒及棄兒保護に關する第三回萬國會議開設せらるべきに付我政府に於ても參列員派遣相成度旨同國公使より照會相成たるに就ては其筋に於て詮議の末曩きに西班牙國「マドリット」府に開設せられたる萬國衛生會議に帝國政府委員として參列の爲め出張中の

有松内務書記官をして參列せしむることに決定し其筋より電報を以て訓令を發せられたり、斯の種數の會議に帝國政府委員を參列せしめらるゝに至りしは少くとも帝國の体面上有益多きことと信し余輩は之を慶するに吝ならざる所なり、今同會の問題なりと云ふを聞くに左の如しと云ふ

千八百九十八年白耳義國「アンヴェルス」に於て開會すべき放免囚徒及棄兒保護に關する萬國會議議題

第一部 兒童の保護

- 第一問 行政官衙に於て監督すべき入場兒童に職業教育を授くる方法如何
- 第二問 裁判所に出廷せる兒童の權利を防禦すること及び其保護を全うする方法如何
- 第三問 刑事上の丁年期を成るべく延長すること及行政監督に付する期限は民事上の丁年に達する前に終了せざる杯之を宣告することは共に兒童保護上利益にあらざるや否
- 第四問 幼年の乞丐と幼年の漂泊者とは收容所を異にすべきや否

第二部 放免囚徒の保護

- 第一問 刑期満了の際直に再犯を企つることを防遏する方法如何
- 第二問 全く改心するも實際生計力不充なる放免囚徒の爲めに常設養育院を設くべきや否
- 第三問 囚徒の爲特別なる刊行物を發行し且監獄以外の人をして監獄内に於て講筵を開しむるの可否
- 第三部 漂泊及乞丐并に癡癲者の保護
- 第一問 乞丐を全然禁止するも酷に過ぎざるや否適當なる懲罰法如何
- 第二問 各所に完全なる中央雇人周旋所を設置せば漂泊者の保護上如何なる利益を得べきや
- 第三問 養育院（千八百九十一年白耳義國法律の模範）をして効益多からしめんには如何なる方法を施すべきや殊に入院、院内労働の組織及出院の際積立賃銀支給の點より之を論すべし
- 第四問 癡癲院入院前、入院中及退院後癡癲者に對する保護の方法如何

總會

漂泊者及乞丐懲罰に關する白耳義國法律の成績に係る報告（漂泊者とは浮浪者の意味なるべし）

譯

●「ジュケーン」行刑學(第三回) 流刑 松尾音次郎稿

刑役と稱する辛き勞働を伴へる一種特別の監禁は。通常の監禁とは。其趣きを異にする所の歴史を有す。而して現行の行刑組織は。其由て來りし源頭なる。流刑の事を辨ふるにあらざんば。得て了解すべからず。以下記する所の流刑發達史の概要は。余が第十九世紀(雜誌の名)紙上に寄稿したる分より轉載したる者にて。該社の承認を経て。此に再び公にする者なり。そも流刑法は。既定の道理に照し。又は抽象的の學說に據りて制定せられたるものにあらず。他の英國諸法律と同じく。國家の種々なる事情と。輿論の要求とに應じて。段々の修正改良を経て。こゝに漸く生長したるものなり。而して之を一方より觀察する時は。こは我英國幾多の大政治家が。實地其局に當つて得たる經驗を餘師として。仔細に熟慮。精察を加へたる後の結果に外ならざるなり。夫れ問題の何んたるに關らず。之に對して信實なる智識と。健全なる意見を得んと欲せば。實地其局に當つて研究

するより善きはなきなり。さて我英國に。流刑の行はれたる年代に於て。政府の手に由て公布されたる議會の報告。及び通信は。流刑法の結果に關して十分の智識を與ふるなり。殊に千八百三十八年の特別委員がなしたる報告の如き。最も其價值あるものとす。實に當時は。流刑法が其最大發達をなしたる時期にして。(少なくとも流刑に處せられたる人數増加の點より見て)該法歴史中。最も注意すべき時代なるなり。千八百三十四年中に。國外へ押送せられたる罪人數は。實に四千九百二十人の多きに達したりき。以後漸次減少して。千八百三十八年には。三千八百〇五人となれり。此流刑實行の年代間に於て。壕洲(大洋洲)へ送られたる罪人總數は。實に十三萬四千三百〇八人なりとす。さて此流刑法の起元。則ち其最初の有様に就て云はん。もと別々に一定の場所を定めて其處に配流したるにあらず。亦強制的の苦役。勞働に服せしめたるにもあらず。只其本國より退去を命ずてふ。極めて單純なる追放刑に過ぎざりしが如し。強制的の追放は。「マグナカルタ」(大憲法)に由て禁せられたり。左はさりながら。此強制的追放が。他の之れよ

りも更に一層辛き刑罰と相並んで。其れか。此れかの何れかを撰べと許容さるゝが如き場合にありては。罪人は自己の自由撰擇によつて。好んで此刑を受けしは則ちこれあり。聖場に逃げ込みたる犯罪人は。若し退去を躊躇するか。若しくは一旦退去の後ち。再び歸國するが如き事あらば。即ち絞罪に處すべしとの條件を以て。自己自身に(政府の命令によらず)其本國を退去する事を許されたり。此聖場避難權なるものは。後には。若干の人數を限り。他より捕縛を被むるの憂ひなく。(犯罪の廉あるにせよ)其聖場の境域と定される區畫内に於て。安全に生活する事を得るの特權をも含むに到りしが。シエームス一世(千五百六十六年に生れ千六百二十五年に死す)の治世に及びて。法律を以て之を廢止したり。ヘンリー八世(前出)の治世に於て之を鎮壓するに。特段にして且嚴重なる方法を採らざるべからざる程。犯罪の増加を見るにいたれり。其原因は。或人これを貧民施與を勤めし寺院の廢止よりして。其結果。頗る貧困の數を増加せしに歸せしと雖ども。これ必ずしも然りと云ふべからず。蓋し彼の寺院廢止の後と雖ども。貧民救助の事は。俗間の慈善家に

て。眞實惻然の者と認むべきものは。猶豫なくこれが救助を實行したればなり。故に若し或人の言に眞理ありとせば。眞に彼等貧困者が。寺院の手にて救助せられし間は。たゞ假面を被つて。無爲無職の儘に食潰ふし居たるに。之れが廢止と共に。働かざる者は。如何程窮困の様にあるも。苟も救助せずとの新救助主義の實行せらるゝに遭ひ。茲に年來の假面を脱ぎ去つて。其竊盜たり。強盜たり。無宿の浮浪漢たる正体をあらはしたるの邊にありと謂ふべし。エリサベス女帝(千五百三十三年に生れ千六百〇二年に死す)の治世に及んで。更に他の犯罪鎮壓策は實施せられたり。貧民救助法なるもの則ちこれなり。そも該法の發布は。貧困に貧困を重ねたるの餘。本意ならずも犯罪に陥るものを豫防せんと目的に出でたるものなり。而して之れと同時に。監獄の狹隘なるより罪囚の充満し過ぐる弊害をば。追放刑の施行に由りて次第に減少せしめたり。最も信すべき大家の説に従へば。追放刑は。エリサベス女皇即位の第三十九年に。法律として實行せられたりと。而して追放刑施行上の費用は。地方稅より支辨すべきものと定められしなり。且又。彼の貧民救助法の發布

は。官民一致して。嘗てエドアルト六世が。當時の浮浪。無職。怠惰漢。及び賣淫婦等を矯正感化し。彼等に與ふるに勞働を以てするの目的に使用すべしとて。倫敦府民に下賜したるブラックフライアースに近き一宮殿。プライドウエル感化院の規模に則り。矯正院を設立するの氣運に大刺激を與へたり。所謂「流刑」なるものは。チャールス二世の治世に。初めて實施せらるゝ事となりしものにて。(第一)矯正の望みなき無職。無宿の浮浪漢。頑愚。兇暴なる乞食。(第二)國教異背の祈禱會に出席三犯に及べるもの。(第三)ノルサンバールランドとカンバールランドの亂暴兵士は。此刑を以て處せらるべきものなりと。而て當初は。此刑の宣告を受けたる常人自らが。則ち自己を自己自身にて國外へ退去せしむべき主旨にて。若し其を實行せざる場合に於ては。絞刑に處すべしとの條件を附せられしなり。然りと雖ども。實際上。法網をくゞるもの輩出したりければ。程なく流刑人押送請合人てふ如きものを定むるの必要を生せり。即ち請合人は。其押送に對する報酬として。該流刑囚を其流刑地に於て。自己の利得の爲めに使用するを得るの權利を與へられたり。斯る實際上の

習慣が。千七百十七年。ジョージ一世(千六百六十年に生れ千七百二十七年に死す)の治世に到つて。終に成文の法律となり。絞刑に處せらるべきものゝ外は。何れの刑罰にも。此流刑を代用する事を得と定められたり。今其法律の序文。及び一般の意味を摘載せんに。左の如し。

此法律は。人の犯罪に陥る事を豫防するに効力あらざるべし。自己を自己自身にて西印度島へ退去せしむべしと誓ひたる諸罪人中。その誓言を無みて之れを行はず。再び元の悪行に立ち歸へりて。終には最も恐るべくも亦耻づべき。刑に處せられざる可からざる程の。新犯罪を犯すもの漸々これあり。而るに亞米利加に於ける陛下の新領土。新植民地に於ては。勞役に服すべき奴僕の缺乏を訴ふる最も切なるものあり。……故に犯罪者にして苦役に服せしめらるべき者は……亞米利加に於ける陛下の新領土へ押送するを得べし。而して該犯罪人に宣告を與へたる裁判所は。何人にも。該流刑囚押送方を受負はんとする者に對し。法律の容す限りに於て。其請負を許可するのみならず。或年間を限り。彼の流刑者を彼等(請負人)の使役

に供せしむべしとの約定を訂結するの權力をも有すべし。而して。若し該刑囚にして其期限の盡きざる前に。其流刑地より歸國したるものは。死刑に處すべきものとす。尤も情狀に由り。犯罪者が其請負人に賠償金を仕拂ひたる時は。皇帝の特權を以て赦免せらるゝ事あるべし。受負人は必ず其請負ひし事を果すべしとの證書を納むるを要す。而して之れを果したる節は。該殖民地知事より。

其旨を記したる證明書を受くるを得べし。以上の如くなるが故に。流刑は元と奴隷商賣の一種たるかの如き有様にて存したるなり。而して刑囚は。彼等の押送を請負ひたる人によりて競賣に附せられ。其宣告を受けし刑期間の勞働を賣買されたり。或時には。一人の價額。大凡二十磅(凡そ我國の百圓)の割合なりしと云ふ。思ふに斯る商法は。商法としては随分危険なるものと謂つべし。當時地方假留監の不潔。並びに押送船内の群集(押送さるべき罪囚の)と。不潔とは非常なるものにして。爲めに押送中に死亡するもの。餘程の大數に達せしは事實なり。かの有名なるジョン・ハウワードが。その著書「監獄の状態」中に。自から囚人の足指の腐爛せる實例

を目撃したることを云ひ。プリストルの刑囚押送方大請負人。スチヴンソン。ランドルフの兩氏がサリスベリーの典獄ビッグス氏に不平を訴ふる爲めの手紙を引照せり。其手紙の日附は。千七百七十四年九月十三日にして。其文言は左の如し。

彼等の足腸はたいしたるものにて。先便船に於ける死亡者の數は實に非常なりき。若しかする事の又してもあらんには。私共は最早此上の手出しも出来兼ね候程に御座候。嘗にこれが爲めに大金を損耗致せるのみならず。運送船は。今日に到るまで傳染病者登載の廉を以て。消毒法の下に拘束せられ居申候云々

又當時は。流刑の宣告を受けたるものにして。監獄に禁錮さるゝものも多くありしがごとし。其はハウアード氏は。千七百七十四年に流刑の宣告を受けたるものが。千七百八十二年に。尚ドルツェリー監獄につなぐれ居たりしもの一人。千七百七十三年に同上の宣告を受けたるもの數人が。千七百七十六年に。尚ニウカッスル監獄。及びノルベス監獄に繋留され居たりし旨を記せばなり。而して此時代より少し降つて。此等流刑囚請負人が。奴隷の眞物。則ち亞非

利加の黒奴賣買商と。競争をなすの止むを得ざる事情に陥りしことあり。此に於て。彼等は其競争に勝んが爲めに。地方廳の筋より保護金を得んことを要求し。且之れを得たり。其保護金額は。其押送囚一人につき。幾許づゝの割合を以てすと云ふが如き次第なりしなり。ハウハド氏は。其著書「監獄狀態」中に押送囚一人に對しての保護金は。五シリング乃至十二磅の間を上下して。一定せざりし旨を記せり。而して斯る費金は。悉く地方々々の裁判區に負擔せしめたりしも。大洋洲へ流刑囚を送ることとなりし以後は。其費用は國庫支辨となりたり。

さて又其流刑囚押送地なる亞米利加植民地。就中。バルバドスメリーランド及びニウヨークに於ては。流刑に處せらる如き惡漢の棄場とせらるゝ事に大反對を表し。宜しく東印度か。亞非利加洲に遠流すべしと論じたりしも。其議論は。終に何んの効力をも生ぜずして止みにき。とは云へ。千七百七十六年に到つて。絶体絶命の難局は。我英國の頭上に落ち來れり。他なし。亞米利加植民地の獨立これなり。則ち此獨立よりして自今一切罪囚を該地に送ることを得ざるに到りしなり。而して此難局は。二個の間

に決し難き問題なり。よつて之れが考案中。當座の必要に應せんが爲めに。假りにウルウィツクに於ける二艘の廢船を監獄の目的に使用し。此に監禁せらるゝ囚人を。港灣船渠の浚渫。營繕。其他の雜役に服せしめたり。前にも云へる如く。この廢船利用監獄の法は。かの永久に用ゆべき眞監獄の出來上るまで。只一時の便法として採用したるに過ぎざるなり。所謂眞監獄とは。各囚を各別の監房に監禁し。強制的に勞働に服せしめ。又宗教上。改心上の感化力に服せしむる企圖を有せるものにて。若し當時にあつて。廢船利用監獄の代りに。此分房制監獄の實存しからんには。我英國及び其植民地に於ける犯罪減少の上に。いか計りの好果をあらはせしや知るべからず。惜かな。一時の便法は。其入費を要すること少なく。實行をなすに易きよりして。かの永久に利益あるも。さし當り實行に難き分房制監獄を壓倒したるぞ是非もなき。斯くてかの一時の姑息法は。千七百七十六年より。八十年乃至九十年の間。即ち千八百八十五年に。チアタルタル監獄の閉鎖に到るまで相續きたり。而して該法が實施されし當初の時よりして。凡そ此法が活動せし最後の時期に到るま

題となつてあらはれたり。曰く(第一)年々千人宛も發生する(千七百八十年にエデン氏の調べし結果)大数の罪人共を。最早此後は亞米利加に送ることを得ずとして見れば。而して其儘にさしおけば。年々増加して極まる處を知らずとして見れば。如何にして彼等を入るゝに足る丈けの監獄上の設備をなすことを得べきか。曰く(第二)ヨシ監獄丈けは備ふる事を得べしとするも。如何にして彼等を其満期放免の後。出來得る丈け少くなく英國社會に危險を與ふる様に。者に改良し得べきか。(彼等が立身の機會多き割合に。犯罪的の誘惑少なき亞米利加植民地に押送されし時の如く)

第一問。即ち監獄の設備に關する問題を解釋せんが爲めには。議會は一條例を決議して全國の地方監獄に現在の建物を増築し。以て更に増加せんとする罪囚。則ち流刑の宣告を受けたる者を入るゝに足る丈けの設備をなすべき者を命じたり。而して此に入れられたる罪囚は。それ〴〵嚴格なる教練と。苦酸なる勞働に服せしめらる可き等のものなりき。さて永久に。又確實に。監獄として其目的を達するに足る程の設備をなさん事は。熟慮の後にあらずんば容易

で。如何に種々雜多の弊害を醸出せしやは。當時の

官文書を一讀せば最炳然たり。

ハウアード氏は。此姑息監獄法の。囚人衛生に及ぼす酸毒を痛論して。輿論の注意を促したり。之れが爲めに。公然。該監獄法の實地を調査する事となりたるに。其結果。千七百七十六年八月に於て六百三十二人の囚徒を監禁したるチヤスチカ號監獄船は。千七百七十八年三月に於て。其數減じて三百五十六人となり居たるを見たり。而して其翌年。千七百七十九年に於ては。二百五十六人まで減じたり。これ皆な多くは。該監獄に特發せし熱病の爲めに死亡したるなり。これを年數に平均すれば。毎年七十六人づゝ。即ち百分の三十づゝ死亡したる割合なり。ハウアード氏は。千七百九十二年に於て。かの公然の調査が。該監の改良に大刺激を與へたるを公言せしと雖ども。尙も千七百七十六年七月十二日より。千七百九十五年十二月十二日まで。丁度十九年と六ヶ月の間に。監獄船にまで押送監禁されしもの。總計七千九百九十九人の中につき。千九百四十六人。即ち全數の四分の一は大抵熱病の爲めに死亡したり。之れを現今の我英國監獄に於ける。毎年囚徒千人に

つぎ。死亡者十三人宛の割合にして。監獄特發的の熱病は。多年全く其跡を絶ち。若したまうと外界より傳染し來るが如き事あるも。直ちに退治し盡すの實狀に照せば。其相違果して如何んぞ。之を要するに。廢船監獄に於ては。凡そ監獄と稱するものに起り得べき。一切の惡弊。惡毒は悉く並存し居たるなり。然り而して。此時代に當つて政府。若しくは議會が。果して其責任を感じ居たりしや否やは。頗る疑ひなき能はざれども。彼等が之れに對するの處置ふりを見て。彼等に弊害豫想の明なく又。既發の弊害を救治するに無頓着なりしは疑を容れざるなり。さても斯る有害なる姑息法の實施せられ居る時代に於て。以前とは全く異なる状態の下に。他の大陸へ囚徒を押送するの機會は現はれ來れり。最初に試みられしは。シエルラ、レヲ子に罪囚殖民地を設くるにありき。而かも此は時候の歐洲人に適せざるより。間もなく廢止されたり。次に濠洲の東岸に新罪囚殖民地は定められたり。千七百八十七年五月十三日に於て。水師提督フィリップスの監督の下に。百八十四人の男囚と。百人の女囚は押送されたり。海路八閱月を経て無事同洲のボタニー灣に到着したり。其處

より五哩計のポルト、シアクソンと云ふ處にいよ／＼罪囚殖民地は定められたり。これ實に千七百八十八年正月二十六日の事なりとす (未完)

雜報

●典獄諮問會に就て

典獄諮問會は帝國議會開會以前即ち五月上旬に於て開設せらるべしとは兼て傳聞のまゝ本誌前號の紙上に掲載せしが本年の典獄召集會は改正條約實施に伴ふ諸般の準備事項に付此際其筋より指示訓令せらるべき廉々多きのみならず其他遇囚一般の事に就ても一層全國統一の實を擧ぐるの必要ありと認めらるゝ事項に付詳細に訓示せらるゝ等にて精密なる調査を遂げらるゝにも多少の時日を要するを以て旁々典獄の召集を延期せられたる由にて小河監獄事務官及局長が再度の横濱出張并に今回の長崎縣其他への出張巡閱……………等其主たる甲粉は各開港場居留地の外國監獄制度を調査し參考に供せられんとの要件を帯びらるゝ趣にて右……………の巡閱

行程凡そ三十日内外を要するとの事なれば其歸京は少くとも六月中旬に至るべくと察せらるる故に典獄會は早くも六月の下旬又は七月上旬迄延期せらるゝに至りたる由に聞き及べり果して然りとせば彼是の便宜却て多かるべしと信す。

●監獄則中一部の改正に就て (榮代の改正)

監獄則改正の議は兩三年前より其筋當局者の間に起り既に改正草案迄脱稿しつゝありとのことは豫て聞及び居りしに内務大臣并に主務局長の交迭頻繁なりし等の爲め再三の訂正改案を経過し來りしより今日に至る迄未だ發表の運に至らざりしが如し然りと雖も時世の變遷は遂に現行監獄則を根本的に改正するの必要を招來し加ふるに改正條約實施の期漸く近づくに從ひ此際完全なる監獄則改正案の審査立案一日も緩ふすべからざるものありと雖も之れが草案大成の期は今後尙數ヶ月の時日を要するは素より止むを得ざるの實況なるが如し、是れ畢竟不完全なる法令の改正は寧ろ害ありて益なしとの趣旨なるべくして此點より之を觀れば改正令發布の遅るゝは他日に圓滿なる改正を期するの猶豫時日なりとせば予輩亦た

奚ぞ其速成を望むを得んや、頃日聞く所に依れば其筋に於ても此方針なるやにて全部改正の大成は尙數ヶ月の日子を要するの見込なるを以て現行監獄則中片時も改正を遲疑すべからずと云ふ在監人食糧菜代改正を一時斷行せられんとの議にて既に其改案を起草し提議中なりと云ふ、尤も本議に就ては或は種類分量を以て規定すべしとの議論も之れある由なりと雖も我國の如き平素慣用せる副食物種類も多く且つ復雜なる物品に付適當なる分量を規定するの困難は到底實際に行ひ得らるべき事實にあらざるを以て姑らく現行の通り金額を以て改正せらるべき筈なる由而して本案は現則に金壹錢以下とあるを金貳錢以下と改定せらるゝと謂ふ。

付言現今の各地方に於ける給與の食糧(菜に就て云ふ)に就て調査せられたる所なりと云ふを聞くに甲乙地方に依り甚しく厚薄の差異あるのみならず少くとも保健食糧に對する營養分(蛋白質及脂肪に就て云ふ)の央にだも達する含有物を給せる地方殆んど絶無なりと云ふ、而して其一人當菜代の如きも監獄則上或は地方議會の爲め制限せらるゝ所あり彼是甚だしき差異あり甲地は最多額即ち

壹錢を以て漸く胡麻鹽、味噌玉、若目等の類を多く混用し乙地は比較的優品を給し僅かに四、五厘を以て支賄ひつゝあるが如し是れ畢竟土地の状況物價の高低あるより到底甲乙均一にする能はざる實況ありと雖食糧の厚薄、營養分含有の多少は忽ち身体の健全に重大なる影響を及すを以て此際當局者に充分の注意を請ひたしと云ふにあり

●看守教習期間に就て

看守教習規則標準に依れば其第四條に於て教習期限は二ヶ月と定められたるより一應の解釋は二ヶ月と限定せられ其教習試験に落第したる者にあらざれば教習期間を延長する能はざることとなり、然れども看守定員令の改正に依り教習中の看守は總て定員外に置かれたるは當局者の希望に副ひ教習及戒護上の事實を確保するの便を與へたるは寔に善しと雖も教習看守を定員外としたるは要するに缺員補充の爲め常に相當の教習看守を置くの餘地を與へたるものにして一朝缺員に際し倉皇速成未熟の者を本務に當らしむるの弊なきを期したるに他なきが如し、然して之れに反對し教習期終了後試験に及第せる者あるも定員に不足なきときは本務に従事せしむる餘地な

し一面二ヶ月の教習期は既に經過し卒業したる者を依然教習中に置けば訓令に悖るの嫌あり去れば迎他日缺員ある迄豫備として俸給を與へざるは甚だ酷なるのみならず忽ち去て又顧みざるに至るの虞あり旁以て教習期を二ヶ月と限定したるは何れより見るも不都合たるを免れざるが如し然れども其筋の解釋は此教習規則標準なるものは文字に示すが如く一般の標準を定められたるに過ぎずと見て便宜二ヶ月の教習期限を延長するは敢て差支なしとの見込なりと云ふ何れにせよ早晚該訓令は改正せられたることなりとす

●巡查看守考試規程に就て

該規程に巡查看守在職三箇年以上にして精勤證書を有し現に其職を奉ずる者は實務の成績を考查し及學術を試験し巡查は警部に看守は監獄書記看守長に任用することを待云々の明文あるも巡查看守は三箇年以上勤績せざれば精勤證書を受くると能はざる成規なるにより若し精勤證書を有し現に其職を奉ずるを以て足れりとせば在職三箇年以上の文字は蓋し贅字たるを免かれす立法者に於て豈に此の如き略易き贅文を掲ぐる筈なきを以て在職の文字は宜しく勤績の意

味に解釋し例へば巡查看守にして精勤證書を有したる者と雖も一旦退職し再び奉職したるときは更に在職三箇年以上勤績を要する精神に出たるものなるべし然らざれば實務の成績を考查すると難きを以てなりとの解釋は随分勢力を有したる説なりしが近頃某縣の問合に對し右は必ずしも三箇年以上の勤績を要せず精勤證書を有し現に其職を奉ずるものは該試験を爲し差支なしとのを警保局長より回答せられたりと洩れ聞きぬ

●減刑出獄者の犯罪及行狀

報告に就て

昨年一月 皇太后陛下の御登遐に當り特に減刑令を發し一般罪囚の刑期四分の一を減刑せられたる結果即時放免せられたる者無量一万二千餘人に上りたるあり時の内務大臣は是等多數の放免者に對し出獄後の行狀及犯罪表を毎六ヶ月に一回三年間内務大臣へ報告すべき旨訓令せられたるより各府縣より夫々報告し來られし結果に依り昨年十二月末日迄の概況なりと云ふを聞くに當日出獄者の内既往十一ヶ月間に犯罪し監獄に再入し來りしもの四千餘人の多き上るべしと云ふ而して此出獄再入の内に就き再三犯罪

を重ねし者もあるべく尙此外に減刑の結果漸次放免せられたる者にして犯罪せし者も多數是れあるべしと雖も是は前述の訓令以外に屬し報告を要せざるものなりとす如斯にして而して豈に能く宗旨を奉體せしものと云ふを得んや至茲予輩は恐懼に堪へざるなりとは某當局者の談なり

付言從來各府縣より提出せらるる報告書に付き詳細に調査すれば當時の訓令の趣旨を誤解せらるる向あるやにて當日放免者のみならず漸次出獄せし者をも併せ報告せらるるも之れある様察せられ調査區々なるを免れずと而して右報告書中放免より犯罪迄の日數の欄に僅々數日に過ぎざる者多くある由、而して該報告は昨年七月以後十二月迄の調査に係ると云ふ果して然らば減刑當日放免者にして七月以後罪を犯せし者に對する調査なるを以て放免より犯罪迄の日數に數日若くは數十日と相成るべき道理なきが如く偶々逃走捕に就かざる者なりしとするも此類のもの如此夥多なりとは殆ど想像の及ばざる所なり云々と、而して其筋訓令の主旨なりと云ふを聞くに減刑出獄者の犯罪調査は總て當日放免者に限られたる義にして一人にして數

回、再入する者は、又、其次回目より本報告に算入すべきものにあらざらん云へり

●押丁給料改正に就て

近時物價の騰貴は諸職工の備貸益々昂騰し業を得るに難からざるより看守押丁の如きも比較的給料の低かりしより久しく其職に安意留職せずして常に定員を充足する能はざるは當局者の共に憂ふる所なりしか宜なる哉昨年勅令第百四十九號を以て巡查看守俸給令を改正せられたる結果少しく前日の遺憾を除くことを得たりと雖も押丁給料は依然四圓以上八圓以下なるを以て到底其職に留職せしむる能はざるより今般内務省訓令第十四號(五月九日付)を以て押丁給料を四圓以上九圓以下と改正せられたり、而して其最上限を九圓以下とせられたるは巡查看守の俸給を九圓以上十五圓以下と改められたるより看守との權衡を失せざらんことを欲したるに依るなるべし乍併本訓令の改正に依て以て少しく前日の失業者を獎勵するに足るべきか

●全國在監月末人員

本年一月乃至三月三ヶ月間全國在監人員を前年即ち明治三十年中各月人員に比較するに左の如し

區分	三十一 年一月末日	三十 年二月末日	比較 増減
區分	三十一 年三月末日 <td>三十 年三月末日 <td>比較 増減</td> </td>	三十 年三月末日 <td>比較 増減</td>	比較 増減
囚人	五九、七七八	五〇、九五三	八、八三六
刑事被告人	一一、二一五	一一、〇四〇	七五
懲治人	一七〇	一四〇	三〇
別房留置人	一、六五五	二、一五〇	四九五
攜帶乳兒	三五二	三三九	一三
合計	七四、〇八〇	六五、六一一	差引八、四六九
囚人	五九、七二二	五四、八〇三	四、九一九
刑事被告人	一〇、五七四	一〇、九〇五	三三一
懲治人	一八〇	一五九	二一
別房留置人	一、六七八	一、六九三	一五
合計	七二、四三四	六七、九〇〇	差引四、五三四

攜帶乳兒	三四〇	三四〇	差引〇
合計	七二、四三四	六七、九〇〇	差引四、五三四

付言本表の表記に依り前年中との比較増減を見るに連月多數の増員を見るは實に驚くべき數にして其原因は果して何れにあるやは容易に之を斷言する能はずと雖も昨年一月減刑令の結果に依り放逐せられたる者の漸次再入する者多きと近時物價非常に騰貴せるより細民は生計上に甚だしく困難を感じ刑辟に觸るゝものゝ多き等の原因なるべし

●小河監獄事務官の出張に就て (印南屬の隨行)

條約實施準備事項は種々の方面に於て多々之れあり一々茲に之を僂指するの要なしと雖も就中監獄行政に關する問題は少くとも其主腦を占むるなるべし宜なる哉主管監獄局に於ては種々の調査を遂げ一と通り終了省議を盡されたる由なれども從來各居留地所在の締結國の遇囚方法は一應精察を遂げ此際參考に資するの價値なるを以て小河監獄事務官は赤司印南の二局僚を隨へ去月及本月三日の兩度横濱に出張調

査せらるゝ所あり今回更に長崎縣、三池集治監、熊本縣、香川縣、監獄巡閱を兼ね出張せらるゝこととなり印南内務屬之に隨行し本月九日其行に上られたり而して今回の旅行は時日の許す限り可成沿道府縣の監獄を同時巡閱せらるゝ筈なりとなり小河事務官の此行必ず饒多なる錦囊を齎來せらるべきこと予輩の期待を待て後に知るべきにあらざるなり而して此行程凡そ三十日位の豫定なりと云ふ

●監獄局僚の轉替に就て (杉野氏と戸澤氏)

兵庫縣監獄第一課長たりし監獄書記杉野喜祐氏曩に内務屬(判任四級俸)に榮轉せられ北海道局兼監獄局勤務として獄務課詰を拜命せられたり氏は數府縣の監獄に歷任せられ前後十ヶ年餘斯道の素養、經驗に富まるゝとの事にしあれば氏が敏腕は永く一局僚として留まらるゝや否やは未だ予輩の能く知る所にあらざるなり乍併何れにせよ予輩は斯道の先輩として敬愛且つ氏の爲め慶賀するに吝ならざるなり、而して又北海道局より兼務せられたりし戸澤迂岳氏は兼て少しく病魔に侵されし所あるより氏が健康を重せられん爲め杉野君と交替の姿にて兵庫縣へ轉任せ



られ洲本支署長を拜命せられたりと君の此轉任も他日登門の行程なりとせば之を祝せずんあらざるなり聊か兩氏の爲め祝意を表す

●司獄官吏必携を讀む

今回東京並木活版所に於て印刷したる司獄官吏必携(非賣品)と題する書を一閱せしに巢鴨監獄署の横江勝榮大日本監獄協會の佐野尚兩氏の著書にして現行に關する諸法令は勿論内訓指令其他警視廳の監獄に係る規程等を網羅輯蒐し加之看守の訓練用書にも之を適用せん爲め總目錄の次に看守教習書目錄を掲げ一冊にして兩様の便に供するを得當局者は勿論苟くも監獄に關係ある諸氏は缺くべからざるの良書とす從來監獄に關する書籍の出版は極めて少なく余輩の常に遺憾とする所なりしも追々此の書の如き出版物あれば監獄社會を益すると少なからざるを信す

特別寄書

●監獄官練習所の設置に就て

の所感 中 村 襄

我國政府の近年監獄改良事業に意を傾注せらるゝは

於けるが如し故に之れが推薦に該る諸士の荷ふ處の責任も亦極めて重且大なる事即ち是れなり而して何の爲めに吾人社會が慙く其推薦者に重大の望を囑するかと云ふに畢竟するに斯業に於ける専攻の諸士を修養する處のもの是を措て又他にあるなきを以なり思ふに之れが推薦に該らるゝ諸士は固より粹中の粹を抜かるゝものなれば才學並び備はり加ふるに實際に富饒なれば如何に重大の責任を荷ふも其囑望に満足を與へ尙ほ綽々として餘裕あるは勿論なれば吾人の憂慮する處は即ち一片の杞憂にして終らん而已然れども吾人が此杞憂を懐く所以のもの又敢て故なきにあらじ何んとなれば往年綾瀬川岸頭に開かれたる監獄官練習所に於ける第二回に練習を受けたる諸士を看よ其成績の如何は暫く之れを措き當時該所に入りたる諸士にして今日其志を伸べたるもの果して幾人乎ある今日猶斯業に在るものすら寥々として曉星の如く又他官衙に轉じたるものあるのみならず非免の不幸に遭遇したるものさへ少なしとせざるに非らず哉是れ推薦を爲したる者の過ちに因る歟將た又推薦されたる者其人の罪なる歟但しは時運の然らしむるものある歟抑も他に原因ありて然るものなる歟

吾人の敢て謂ふを俟たざる處なり殊に近頃聞く處に依れば監獄官練習所を設置し斯業に於る人材を陶冶するの議既に決定せりと之れが設置の事に就ては曾て吾人の屢々聞きつる處なりしが未だ時機の到來せざりし爲め歟種々の事情に阻害せられ事成らんとし而して成らざりし事爰に幾回之れ寔に遺憾千萬なる事なりしが我當局者は千挫不撓の精神を以て當初の目的を達せん事に銳意なるより今又吾人をして此嘉信に接せしむるに至る吾人豈太白を擧げて之れが必成を豫め祝すると同時に當局者に向て其勞を謝せざるべからず噫吾人は庶幾是等法案が速に議會の協賛を得んことを議會にして速に協賛を得ん歟濟々たる諸士が笈を負ひ各地より此地に來集せらるゝ蓋し今年初秋の交にあらん歟嘻吾人は簞食壺漿して以て諸士を帝都に觀迎せん事實に一日千秋も當ならざるなり吾人は諸士の警咳に接せんこと欣然手の舞ひ足の踏むを知らざるなり然れども一喜あれば一憂の之れに伴ふは蓋し人世意の如くならずてふ謂乎吾人却て情々惟みれば又憂慮に堪へざるものあり开は他に非らず之れを已往に鑑み將來を推せば吾人社會が監獄官練習所の設置を渴望する恰かも大旱の雲霓に

吾人は殆んど之れが斷定に苦むなり吾人は轉た痛恨に堪へざるなり是れ果して吾人をして其囑望を満足せしめたるものなる歟吾人は實に凭くの如く豫想せざりしなり吾人は實に落膽と失望との淵に沈淪せり是れ吾人が今後練習の任に該る諸士に對し杞憂する所以なり然れども吾人は信す今日の監獄事業は往日の比に非らず今日の司獄官諸士は往日の司獄官諸士に非らざる事を果して然らば今後練習の諸士は處に吾人の囑望を充たし尙ほ餘りあるや必せり顧みれば吾人社會の噴々希望しつゝある處のもの曰く典獄の任用は書記看守長より撰拔すべし曰監獄官を終身官たらしむべしと而して當局者亦其希望に同情を表するものゝ如し然れども未だ其一をも容れられざる所以のものは蓋し思ふに是等希望は畢竟輸入的にして我監獄官が之れを希望する或は我田引水的水的議論に屬するの嫌あるにあらざるなきか諺に曰く花咲く花を羨むべからず幹なき枝には花は開かずと善哉謂哉花の咲かん事を欲せば須からく之れが幹根を培養することを肝要なれ吾人にして苟くも希望を充たさんと欲せば監獄官に要する處の特別の技藝と熟練とは少くも有せざるべからず

吾人之れを某氏に聞く歐洲各國にては監獄官には特別の特遇を與ふる事多きは抑も亦監獄官は一種の専門的特色ありて通常人の企て及ぶべからざる特別技藝は儘に具備せるなり又政府に於ても之を採用するに於ては實に慎重に慎重を加ふる事にて普國バイエルン白耳義等にては典獄に任用するものは通例理事若くは書記等より之れを推薦する方針なり又理事及書記を採用する時は先相當の資格ある志願者を試験して之を見習として三ヶ月以上實務を練習せしめたる上更に再び精密なる試験を執行し之れに及第したる者は即ち試補として任用し欠員を待て始て本官即ち理事若くは書記に任命すと又伊太利に於ては監獄官吏修養に力を盡くす事最も深く本官に採用する學生の年令十八歳以上三十歳以下にして高等中學の科程を卒業したる者を少くも六ヶ月以上監獄に於て學術及實務に練習せしめ試験の上其及第者を試補とし尙は實務專修の後更に一、二年以上を経て又試験を行ひ之れに及第したる者を本官即ち書記に任用す尤も普國に於ては近來専ら軍人より監獄官吏に採用するの方針なるは蓋し軍人は獨り監獄官吏の具備すべき諸般の能力を修養しあるのみならず又一方には恩給等

の點に於て國庫費を節減する等の利益あるに因るものにて所謂一舉兩全の策に出でたるものなりと吁歐洲各國に於ける監獄官吏の採用法凭くの如し其監獄官吏が特殊の能力を有する抑も故あるなり宜なり監獄官吏が一の専門的技藝者として特殊の特遇を受くる事却て現今我國監獄官吏の任用等の實況に依れば之れを専門的技藝者として待遇せられざる又故あるなり然れども我國監獄官吏の位置待遇及修養の如何は扱て措き彼國監獄官に比すれば大に優れる處の特色あり即ち忠實にして純良なる事はなり我國監獄の構造其他諸般の事項は歐洲各國に及はずと雖も監獄官其の人の忠實純良なる所謂名香は器を要せずとの如く總ての事比較的完全なりと云ふを憚らざるなり況んや今後練習所を設置せられ諸士が専門的に斯學を切磋琢磨せらるゝの曉には天然の美玉に尙ほ幾層の光彩を加ふる譯にて眞に鬼に鑿棒なれば改正條約實施後に於て彼の文明を以て誇稱する處の各國と輪贏を争ふも敢て彼等に譲る處なきを信するなり夫れ果して凭くの如くなる時は監獄官吏たる地置を他に與へんとするも監獄は専門的技藝を要するより苟くも常識あるものならんには辭退するに至らん何

んとなれば如何に建築家や造船家の専門的技手が世に觀迎せらるゝとも下駄の齒入職や傘の繕ひ直し職が俄に建築家や造船家にならんとの野心を懐くものに非らざればなり果して然らば別段彼の任用令等の繩張を設けるの必要もなく又我より其位置待遇を厚ふせよと求めざるも彼より辭を卑ふし禮を厚ふして迎ふるに至るや必せり語に曰く磁基ありと雖も時を待つに如かずと嘻今や諸士は磁基と時とを得られんとす諸士夫れ之れを努めよや之れを努めよや吾人聊か感ずる所あり言頗る不遜辭或は忌諱に涉らん庶幾くは幸に怒せられん事を

### 獄事談叢

#### ●監獄の教誨に就て

中村襄君 筆記

監獄の機關は典獄監獄醫及び教誨師の三役が鼎立して各其部分の職員を司どり始めて組織の完全なるものなりとの事は是迄屢々述べたる事ありしと覺ゆれ

ば教誨師の監獄機關として重要な事などを今更事新しく言ふまでもなき事ながら今我國監獄教誨師の位置待遇等を見るに比較的他の機關に劣れるものゝ如くなるは予の常に遺憾とする處なり歐洲などには長く監獄に在職するものは管だに典獄其他の司獄官のみならず教誨師も亦十年二十年其職に在るは珍しき事にあらず現に獨逸伯林監獄に齡七十歳に近き教誨師在りしが其職に在ること殆んど五十年なりしと云へり其熱心と説意には予は實に敬服せり爰を以て考ふるも彼等の如何に珍重せらるゝかを窺ふに足るべし今我國監獄に於ける教誨師の實況に依れば小監獄などでは之れを置かざる處さへあり或は之を置くも常設ならず恰かも各自が家に佛事でもある時檀那寺から僧侶を頼み讀教や回向でもして貰ふ如く其時々囑托する處あり又常設しあるも其人物適當ならざるあり又之れが適當なるも極めて冷遇しつゝある處あり甚しきに至ては唯だ儀式的に其名義のみを存じ置くが如き處又全くなきにしも非らず抑も亦治獄の大本を誤りたるものと云ふべき而已

教誨の要訣

とする處は其人に依り適當の時機に乗し之れを適實

に施すに在るものなれば幾多の囚人に就き各個の性行及び犯罪の性質并に親屬の關係等に至るまで悉く了知し置き時に乘じ機に應じ朝となく夕となく教誨を施し終に有効の成績を收むるものなれば其職務の困難なる一種特別にして普通人物の耐へ得べからざるものなり故に其人物を精選する又一層至難なるは勿論なり然れども其人物と勞働とに適當する丈の俸給を與へ之れを禮遇するに於ては其人を得る差して困難なる事には非らじと雖も現今の如き待遇にて其人を得んとするは所謂木に縁つて魚を求むるに異ならず何んとなれば如何に篤志家にもせよ宗教家にもせよ無報酬若くは無報酬に等しき月俸を以て適當の人を得んとする事は餘りに盡の善過ぎる事なればなり尤も特種の慈善家又は宗教家にて彼より進んで其任に該らんと請ふものは兎もあれ苟も我より充分選擇せんとせば其人に對する相當の報酬を爲すに非られれば實際能はざる處なり故に予は其慈善家と宗教家とに拘はらず其人物に適當する報酬を與へ其任務に適當する人物を得られん事に努められん事を庶幾するなり

教誨師の職務

は外部に顯はれざる處の心殊に罪惡頑硬の囚徒を感化教導する任務なれば其責任の重大なる其職務の困難なる恰も石田に耕種するごと一般にて勞する處多くして收獲する處寡少なれば其苦心焦慮實に思ひ遣らるゝなり併し總ての物事は苦心の多きもの程又成效したる時の愉快は多きものなり升は畢竟他人の容易に爲し能はざるの事を自己が善く爲し遂げたるとの感念厚きに因るものなれば監獄機關中最も困難の多き教誨の職務に該り彼の頑硬蠢爾なる持て餘し物を一朝善良の者に導きたらんには又其愉快の程も思ひ遣らるゝなり爰を以て教誨師の任務に該るものは全力を擧げて之れに注入し總ての苦心と困難とに耐へ其實績を顯はされんことを切望に堪へざるなり惟ふに教誨師たるもの困難なるは獨り直接の職務なるのみならず又間接には平素の品行端正にして極めて精勵し且つ一身に於ける諸般の行爲を以て彼等の規矩たし準繩となし總て摸範たるべき志操を保持せざれば適はざる職分なればなり

監獄教誨の主義

に就ては曰く宗教的ならざるべからず否道理的ならざるべからずとて随分論議もあるようなれど予は此

問題に就ては徹頭徹尾宗教的ならざるべからずと信するなり抑も百惡の源種々ある如くなれば仔細に探究すれば一として神即ち無窮の能力を有する神の存在を信せざるに起因するを以てなり凡そ人として苟くも無窮の存在を信するものならんには之れに望を屬するに依り如何に罪惡を犯さんとするも犯す能はざるなり畢竟彼の憐れむべき蠢愚の徒は其無窮を悟らざるより動もすれば太く短く面白可笑く暮すこそ結局利益どの妄想を起し程々の犯罪を爲すに至るもの比々皆然らざるなし彼の俳優の名人故市川小團次が或る時鑄懸け松と云ふ狂言にて其鑄懸けやの松五郎が兩國橋を渡り不圖橋下を瞰視するに一艘の家根船中流に泛び其中には一人の男多くの藝妓に圍はれて三絃の節面白く飲めやうたへと漕ぎ行くを睨と見て在りしが悵然として云へるようコイツは一番宗旨を換へずはなるまひとて鑄懸け道具を河中に擲げ込み遂に大泥棒となる處を演じたるに其伎藝の精妙にして真に迫りし故之れを見物し居たる者が感じて泥棒になりたりとの話を聞きつるが之れ皆無究を悟らざるより人生僅か五十年誠に以て朝露の如く一旦無情の風に誘はれなば瞬く間に息の根止まり人間萬

事夫れにてお仕舞なりと最も心細き感念より絶望の極遂に犯罪人となる事にて愚かにも亦憐れなり去れど人の性は本善なり如何なる犖犖猛惡の者と雖も人を殺し火を放ち又は人の物を掠奪するは惡しき事とは知りぬべし下世話に泥棒にも三つの利ありとは云ふものゝ凭る事を爲しながら之を善事なり美譽なり名譽なりとはよも思はじ果して然らば彼れ己に善惡を知るものなり己に其善惡を知る之れ皆良心の作用ならざるべからず語に謂ふ人窮すれば天を呼ぶと之れ即ち良心ある所以にして但し其犯罪を爲す時に於ては貧慾の爲め若くは或る事情の爲め其良心は強壓せられ其作用は停止せらるゝものなるべし故に彼等と雖も犯罪を爲す處の其貧慾其事情より一層激しき處の苦痛又は憂愁に遭ふときは其強壓は跳ね退けられ其事情打ち消され飄然として本性即ち良智に反へりたる實例は古今又少しとせざるなり殊に慙かる機會を彼等に與へ神の存在を認めしめたる事は予の實驗に依れば監獄に拘禁せらるゝの時に於て多きが如し果して然らば此時に乘じ彼等を轉迷開悟せしむるものは獨り宗教の勢力に依るべきのみと信す

宗教的感化

は之れを道義的感化に比すれば其効驗顯著にして且つ悠久なり何んとなれば道理の存する處疑ひ又之れに生じ疑ひある處或は從て之れに生じ廻回迷轉復た遂に本來愚癡の凡夫に歸するなり之れに反して彼の宗教なるものは必ず一の信憑する處の目的即ち本尊のあり處曾て一點の疑ひの生ずるなく即ち轉迷開悟の存する所にして其存在は堅固且つ悠久なれども單純の道理に至ては之れを説くもの如何に巧妙なるも聽者をして感動せしむるの力乏しく到底彼の懇到輕妙にして而かも俗衆の頑耳を聳動せしむるものに企て及ばざる處なり

宗派の撰擇

に就ても是亦議論中々に囂しく或は曰く監獄に採用するものは一派に限るべしと或は曰く諸種の宗派を採用して各自の聽かんと欲する處に任すべしと而して其混用説を主張する主旨は信教の自由は已に大憲の上に許されたれば假令囚徒と雖ども其自由を奪ふは不可なり宜しく罪囚の歸依する處に任せ教誨を施すべしと云ふに在り然れども予の見る處は之れに異なり監獄の教誨は一種に限定するも所謂信教の自由を妨ぐるものに非らずと信す何んとなれば罪囚を仔

細に調査する時は其名義こそ眞宗とか禪宗とか若は日蓮宗とかありと雖ども开は唯だ習慣上名稱を存するのみにして其事實に至ては殆んど無宗教なればなり然るが故に是等の者に向つて各宗派を混用するの必要なし縱し多少異宗派の者ありと雖ども已に法禁を犯し刑辟に觸れたる處の者之れを無宗教と見做すも亦敢て不可なる事なし縱令へ然らずとするも唯一の宗教を採用して囚人を教誨するを以て異宗の囚人に對し信教の自由を奪ふと云ふの嫌ひあらざるなり何んとなれば監獄に於て唯だ或る宗派に據て積極的に教誨を施すまでにして異宗の囚人が獨り其歸依する處の宗派を信奉するも固より之れを消極的に禁遏するが如き事あらざればなり之を要するに監獄教誨の目的とする處は多數の囚徒を感化するに在れば少數の爲めに此大目的を阻止するに至らしむるを得ざればなり

一監獄内に各種の宗派

を混用するは少數の爲に多數の利益を犠牲に供するものなり若し夫れ各種の宗派を混用せん歎勢ひ又各種の教誨師を招聘し各個若くは輪番に教誨を施すに至り當たに教誨師の責任を分派するの不利なるのみ

ならず多くの囚徒が或は念佛を唱へ或は題目を誦し囚徒をして歸依する處に或はしめ其結果終に教誨の効驗をして薄弱ならしめ或は徒らに忿争を惹き起す等諸般の弊害を生ずる擧げて數ふべからざるに至るなり

歐洲諸國に於ても基督教に屬せざる他の宗徒若くは無信者に對しては同じく基督教の僧侶を以て教誨を施さしむるなり若し一種の宗教に據るを以て果して信教自由の旨義に戻るものとせば三種若くは四種の宗教を混用するもの亦然りと謂はざるべからず殊に我國と歐洲とは宗教上に於ける國情も亦同じからざれば一概に彼を以て我に律すべからざるなり予は尙は此事に就ては他日詳述する處あるべし云々

監獄小話

●社會の裡面

孤松 生稿

第一序 禍福無不自己求

上篇 油斷大敵

青皇令を司どり梅花先づ笑ひ黃鳥嚶々として友を呼

び軟風嬌々として柳絮人を靡き百花秀麗麗を競ひを争ひ媚を呈するに及んでは老幼士女の別ちなく心神轉た馳騁し出で遊ぶ者或は墨堤に或は東臺に絡繹群を成し鞭影相戰ひ衣香相争ひ嬉々歡樂の笑聲謳歌吟嘯の聲と和し或は長流を激し或は綠雲を突かんとす吁是れ寔に人生の歡樂か果して然らば人生の歡樂なるものは花に月に又雪にやあらん歎否なく之れを歡び樂しむと歡び樂しまざるとは其之れを觀る人の心の中にぞある若し其れ是れを觀る人の心愛に在らざる歎花の爛熳なる以て憂愁の因とやならん月の煌々たる却て悲哀の情を促がすものとやならん六花の冪々たる亦以て痛苦を増すものとやならん吁々實に人生の苦樂なるものは人の心の中にぞあら

ん  
爰に市街を去る遠からざる處に一廓あるを觀る并は四面石門鐵壁を以て掩はれ中は巍峩たる幾層の石樓雲を凌ひて列らねたる最と壯麗なる構へなりし時は維れ恰かも百花繚亂群生皆鶯々として娛しむべきの

交に屬せり然るに天意果して那達にある歟知る由もなしと雖も獨り此廓内へ惠風を送らす吁々廓内已に惠風なし廓内已に惠風なきを以て此佳節なるに拘はらず寥寥寂寥宛がら悲秋に屬し木葉の颯々として舞ひ斷腸花の霜に泣て紅涙自ら滴れ天地共に蕭々たるが如し爰を以の野花の爛熳たるは却て彼れを吊するに類し楊柳の風なくして搖くは深く彼れを憐むに似たり群鳥の婉轉たるは眞に彼を慰むるが如し吁々天意果して那達にある歟何すれぞ獨り此廓内へ惠風を送らざる吁廓内常に鬼氣に滿ち腥風人を襲ふ吁々此廓内は何人の居る處ぞ吁々は是れ即ち吾人の最も愛すべき最も親むべき且つ慈しむべき不幸なる同胞の居る處吁々は是れ可憐なる吾人同胞の居る處吁々は是れ吾人の生存する社會の裡面……吁々は是れ社會の裡面……吁々天地果して私なき歟密雲暗僚四圍寂寥時將に歸々として十時を報ず尋て四方に鳴り響く就寢の令鐘廓内又圓たり唯だ遠ち近ちに響くものは愛然たる靴音と鏗爾なる洋劍の

響きのみ聴がて十一時を過ぎ十二時に垂んとする時東方の一房に喟然として歎聲を洩らし未だ寝もやらぬ者あり受持の警護者は凭くと覺けん蹣蹣蹣蹣ひ寄り密と携燈を房内に差向ければ年未だ若き一人の囚徒悄然として座し居りしが提燈の輝りに驚きけん慄しく横臥せんとすれば「是れ十五號囚何をして居る何を……なに小便に起きた嘘を申せ先刻より貴様は座つて溜息を吐ひて居るではなひ歟何腹が痛ひとふん其方は全体食欲が汚たなひから同囚の食物でも偷み喰ひ致したのであらふえし何んじや左様の事は致さんと其方は善く抗辨を致す奴ぢや抗辨なぞを致すと不利益ぢや今日も其方は同僚に抗辨を致して上官に申告をされたではないか馬鹿の奴ぢや性も懲りも無い貴様は何んど云ふと本職等に對し不法だの壓制だのと屁利屈を并べる奴ぢや此處を何と心得る此處は監獄ぢや監獄の中には自由だの權利だのと云ふ面倒の事は一切なひぞ……貴様はどうも監獄慣れぬ奴ぢや罰を受くると夫れ丈け命が縮まるのだ

命が惜くば明日から善く神妙に作業でも勉勵し本職等に可愛がられて早く賞美の一個も戴くように心懸けるぬと十五號……と叱責して他の方面に巡行し去れば四人は其跡を見送りほつと又溜息を吐き撫然としてありしに側らに寝ね居たる囚人つと頭を擡げ「何をい君をい近道進君……君は又慷慨を始めたのか 近道「えい唐突に……吃驚した……誰かと思つたら君が國野君か 國野「君モ一可い加減にして措くが善ひ幾干何んと云つたて此中ではドーも詮方が無い夫れより詞でも受けなひようにして健全に出て此恥辱を恢復するのが肝腎だお互に前途遠慮だ……磁基なりと雖も時を待つには如かず今此中で幾干躍起となりても所謂勞して効なしだ勞して効なきのみなれば未だしもだが健康でも害しりや悔ひても及ばんで……君諦め玉へ惡ひ事は云はぬ大事を懐く者は小恥を忍ばねばならぬお互に……近道「いや例もながら君の忠告誠に忝なひ僕は膽に銘じて忘れんがな併し君……如何に囚人でも今日のような所遇をさ

れては憤慨に耐へんで僕は…… 國野「ふん夫れでは又何の今日君は彼奴に遣られたのか困つたな一休今日は何をしたのだマ、一通り話して聞かせ玉へ其事柄を……なに例の事だと夫れなら別に聞くにや及ばんが實は僕も非常な心配な事が出来た……君には未だ話さんが君に話すと君は直きに非常運動案を提出するから……併し僕は君に忠告して其舌の乾かぬに凭う云ふ事と云ふのは心苦しいが實は事に依りては……僕は非常手段を行はねばならぬマ、一通り話すから君善く考へて智恵を借し玉へ君」と云ひながら四邊を窺ひ近道の方に膝を進め 國野「ま、凭う云ふ譯サ君……僕の妻は君の知つての通り素封家に生れ容色もま、僕から凭う云ふのけ……髪だが彼の位だし又女にしては教育も充分なれば如何な立派な處へでも嫁して奥様で居らるゝ身分だのに縁は異なるので両親の意に背き強て僕のような素寒貧の一書生に嫁したもんだから非常に苦勞してさ僕が議員の候補者は失敗して此事件で被告人となつた時は降りて

も照りても三度の食事を煮焼して自ら持ち来てよ……  
 近道「をくそ、君は實に果報者ぢや所謂果報焼がしたのダロー」戯野「をい君戯談でないよ冷かしては不可近道「可々謹聴々々」國野「マ、聞いて呉れ玉へ夫れから僕が入監する前に生れた小兒を呑負たり懐たりしてサ……其艱難苦勞と云ふものは容易ではない僕は何程妻でも實は氣の毒で耐らんで……又僕が惣して居る間は……彼女一人なら兎も角……生れた而已の乳香を懐ひて居る惣う云つたら君は僕を不甲斐ない女々しい男だと笑ふかも知れんが僕は之れを思ふと胸が斷れるやうだ君察して呉れ玉へ」と潜然として涙を流す 近道「フ、夫れは無理はない如何に英雄豪傑でも……妻子の恩愛と云ふものは又格別だ若し此恩愛の情がなければ人間ではない併し君妻君は時々面會には来るだらう 國野「處が僕の上告が棄却となりて已決監に這入てより僅か一度来た限り左様さ去年の十一月かど覺ゆるが其後は面會にも來ねば通信もないから僕より二度發信したが梨子の礎で……」

近道「君夫れは變だな君……エ、何か文面に穩かならぬ事を認めせぬか 國野「イヤ夫れは大丈夫だ其文面には唯だ二人は如何して生活して居る歟又壯健で居る歟と云ふ事の外は何も書かぬ夫れで僕は心配でならぬから惡ひ事とは知りて居ながらソラ君と工場と並んで居るエ、夫れ二百五十號よ洋服裁縫師だと云つて居つた奴サ 近道「ム、度々同囚の飯を喰つては減食の罰を受ける男を、思ひ出した飯多欲三だらう 國野「爾うく其飯多が先頭放免になる時實は言傳を頼んだ……至急に安否を知らするやうにと然るに矢張り梨子の礎で……」 近道「フ、ン實に困つたなア君夫れでは君が惣う云ふ事になつたから妻君は小兒はあるし家を維持する事が出来ないから君の放免になるまで實家へでも同居をしたのであるよよ貞節の妻君だから外に間違ひのあるふ筈は無い 國野「イヤ爾う云ふのが出來れば僕は何も心配をせぬが今も嘶す通り彼女は兩親の不承知と云ふを強て僕の處へ嫁したのであつて親達は非常に腹り親の命に従

はぬ者は勘當する以來親と思ふな子と思はぬとて縁切として其時彼女に千坪程の地所と五千圓の公債を與へられた然るに其地所も公債も僕が皆悉費消して仕舞た夫れで彼女の親達は今日では夫れ看る親の命に従はぬから其罰だ以來如何なる事があるとも彼女に門の閤を踏ませないと云ふて居るさうだから彼女の性質として例へ餓ゑ凍へて死するとも今更其親の處へ泣き込むやうな事はせぬ又泣き込んだとて省るやうな親達ではない……金の外又眼中何ものもないのだ數十萬の財産を一代に作る位だから所謂三缺主義で義理……人情……及恥の三者を缺く事は殆んど意に介さぬ間が善くは人の生血でも吸ふとする位だから逆も君…… 近道「爾うか風分妻君も親の深淵千尋君は強いと云ふ事は聞いて居たが真逆夫れ程無情殘酷ではないと思ふた夫れでは妻君は如何したのダロー君の方の親戚はないし…… 國野「處が君聞いて呉れ玉へ昨日看守の話して居るのをちらりと聞いたが惣う云ふ譯は實に途胸を笑いたよ實に驚い

たよ其話しはどうも僕の妻らしいから 近道「フ、君其譯と云ふのは如何云ふ事だ早く話し玉へエ、君」と焦躁せば 國野「先づ君待ち玉へ靜かにし玉へ今靴音がするやうだから……ソラ早く夜具の中へ這入玉へ君……」二人は慌た々しく布團の中へ潜り込み俄かに空躬を始しめぬ體がて靴音は近けりと思ふや俄かに壁と地響きして人の仆れたる如き音と共に鏗々と鐵物を擲げ附けたる音と同時にうんと呻めく聲も聞えし「二人」をや何んだロ……彼の響きと人の唸り聲は……」と云へば 監外「あく痛た〜エ、畜生め巡行途へ恚んな邪尸ものを置きがつて氣の利がぬア、危険」と呟く聲と共に衣服の土を拂ふ音すれば隣房にてくすくす笑ひ 隣「又寢惚けて彼の點燈の杭へ突き當てて仆れたのだ明日は蛇度會計から携燈の修繕が汝の處へ來るで……商賈繁昌で結構だ」と嘲ければ看守は其聲を聞き附けん急ぎ其房に踏み看守「これ〜何を喋々話をする今何時だと思ふ一時だぞ寢惚けたのか……就寢の號令は先つき鳴りた

ではないかこれをくすくす笑ふのだ誰だ〜」  
と詰りながら提燈を右に向け左に傾け頻りに房内を照さんどすれど其効なし夫れも其答油壺は何れかへ擲げ飛されて跡形もなければ燈火のあろう筈もなし  
房内暗黒其者を認むるに由なければ看守は夫れと氣附き看守「エ、不可提燈だ」と云ひながら急ぎ立去り携燈を引換へ來り頻りと其房内を窺へど一同は雷の如く駢聲を放ち前後不覺に熟睡し居るやうなれば看守「はてな此房ではなかつたかしらん……くすくす笑ひ居つたのは」と獨語しつゝ立去りければ國野近道は再び起き上り二人「あゝ又眠りながら巡回して轉んだのか氣の毒な……」近道は再び語を繼て氣遣はしげに國野の方に進み近道「國野君其看守の話しは何うしたのよ君の妻君の事か……エ、君早く聞かし玉へな夜が耐けると構ふものか夜が明けても……今夜はお互に善く相談して將來の方針を定めねばならぬ君……早く其譯をエ、早く僕は氣懸りで耐らんで」と熱心に問ひ起しぬ 國野「君夫れでは

話すが聞いて呉れ玉へ昨日僕は役を終りて監房へ這入る時は君は入浴の爲め連れて未だ歸らなかつた時看守が見張の處で頻りと何か呶やいて居るから僕は耳を澄して聞いて居ると一人の看守の云ふには今小兒を連れて入監した若き婦人は中々の別嬪だが彼の犯罪は何んだと問ひ懸けしに一人の答ふるには爾うさ未だ善くは聞かないが拘留状には謀殺未遂事件となりて何んでも彼の婦人の亭主と云ふのは政黨員で總撰擧の時反對黨と劇烈の競争をした處が反對黨は勢ひ敵し難く到底勝負の見込なしとの大勢か定まつたもんだから亂暴にも卑劣にも多くの博徒を蒐り集めて敵陣を襲はした處が一方は不意撃ちに遇ひ大に苦戦して一旦其場を離れたが血氣に燥る壯士達は非常に憤激して其博徒の引揚げる途に潜みて要撃し散々に打ち窘まし剩さへ博徒三人を斬殺したさうだと反對黨は得たり賢しと告發に及んだもんだから彼の婦人の亭主は毆打致死の教唆罪に陥り監獄に這入りたもんだから折角勝負の定まりたる競争も水の

泡となつたすると其妻即ち彼女はその反對者を深く恨み亭主は生きて再び歸るか歸らぬかも分からぬから寧ろその亭主の敵を撃ちて自殺しようと思ひ決心し其の反對議員を、狙ひ居たるに今朝其議員が車で通る處に通過したから用意の爆裂彈を投げ附けた處が首尾よく爆發はしたが其彈丸はどうもふもの歟只凄まじき響きして煙のみ發して一向其効がなかつたから其男は微傷だも蒙らぬとの事併し謀殺未遂及爆裂物規則に背きたる者につき直ちに捕縛になつたのだと云ふのだと云へば一人の看守は夫れは何にして大罪人だ大膽不敵な婦人だ何程亭主が可愛くて小兒を懐いて人を殺うとは實に驚いた彼人な蟲も殺さぬやうな美しい顔をしてさ彼れが即ち外面如菩薩内心如夜叉とも云ふのだらう實に婦人の一念と云ふものは怖ろしい者だ舌を巻ひて話して居た處へ又一人の看守來り俄かに二人を制し聲を密めて何か呶き居たるが其聲微にして聞き取れなかつたが彼の婦人は僕の妻だと二人りに教へて居たやうであつた兎に角

其話の模様は依れば競争の結果より争闘したる事及び毆打教唆罪で處刑になりたりと云ふ事實は僕のに相違ない殊に思ひ當るのは其爆裂彈の事で……夫れは壯士の木村が競争の時何處からか持ち來たり僕に云ふには是れは眞の爆裂彈ではない流車などが進行中危険に臨みたる時其信號を示す事の出來ぬ場合に軌道の上へ置き車輪の之れに觸るとあれば凄まじき響と煙とを發するより運轉士は驚いて其進行を止むると云ふの道具にして決して危険なるものではないだから恚う云ふ時には亂暴のものなぞを威嚇すには妙だから一個備へ置けど云ふから僕は何かの役に立つ事もあらうと思ひ植木鉢へ伏せて危険物と云ふ札を附し縁側の下へ置きたから夫れを妻は眞物と思つたに違ひないだから彼と云ひ是れと云ひ思ひ合すれば其入監した婦人は僕……妻に……君……違ひない君 近道「ナ、成る程夫れは大變だ君の妻君らしい！困つた事に成つた君の心配も眞に尤もだ併し流石が君の妻君だ驚ひたもんだ僕は眞に感服した併し愈

夫れが事實なれば今更詮方はない君早く善後策を講せねばなるまい……救済策を…… 國野「夫れは僕も考へて居るがな未だ是れと云ふ名案が無い併し妻の犯罪は辯護さへ善くすれば極く輕ひのた何故なれば其謀殺の用に供したるものは元來不能的で人を殺傷するに足らぬものだ例へて言へば彈を込めずして人を狙撃したり曹運をモルヒ子と思ふて人に喰はすると同じで人を殺ふと云ふ意思はありたるに違ひ無いが是等以元來其目的を達する事の出來ぬ即ち不能犯だから辯護のしやうで無罪となりたる裁判は英國などには澤山にあるだから僕は友人に頼んで辯護をして貰はねばならぬから愈妻に相違な、ば少し心苦いが」と聲を秘り近道の耳に口を附け何か囁く「近道「ふ、他に策がなければ止むを得ない僕も同意だ……及ばずながら盡力しやう僕も實に君の知つてゐる通り官吏侮辱罪は自ら認むる處だが必要者を暗殺云々の方は全く政略上彼等を少しく反省させようとの手段で……然るに證據もないのに此重き刑を科せ

られたのは頗る不服だ實に憤慨に堪へんよ殊に僕は此通り体が羸弱から彼の食物では逆も長く勞役に耐へんで……逆も無事の出獄は變束ないから君さへ愈々決心すれば運を天に任せて非常運動を遣つ附けて彼國へ高飛びする積りだ實は僕は疾くから其考はあつたが迂濶に愆んな事を提議すれば君や石田君に頭から排斥さるゝだロ」と思ふて獨り秘して時機を待つて居つたが今君の爾う云ふ危急に際會したのは誠に好時機だ君夫れでは愈々斷行する歟エ、君」と念を押せば 國野「其念には及ばぬ僕は此度の事がなくとも妻子の動靜が安じらるゝから時機を見たら遣つ附けようと思ふて居る況てや今話した事はどうも間違ひないやうだから兎に角君に同意しようよ君……驚き玉ふな僕の決心の證據を今示すから」と立上り扉の側に進み 國野「夫れ看玉ひ此通りだと指を延ばし錠前を摘み少しがちんと音する歟と思へば之を外しバ子の處を押へて近道の面前に差示せば近道は痛く驚き且つ訝しげに 近道「君こりやマー如何したの

だエー君……肝腎のバ子は判かぬ……空錠だナー是れは君の工風かえゝ驚いた」と頰にり感賞すれば國野は微笑を洩らし 國野「僕は盜賊や假治やではあるまいし恁んな智慧があるものか實は此隣房に居る彼の假治職に先刻看守が轉んだ時提燈の修繕があるつて笑つた奴さ彼れに先頭から突などを與へて歡心を求め欺ましたり賺かしたりして鐵を容易に腐らす藥を尋ねた處が彼れは自慢顔に夫れは硝酸と硫酸とを半づゝ鹽水で溶解して塗れば大底の鐵類は二晝夜で腐ると云ふから早速試験した處が此通り好成績だ 近道「フ、して其藥を如何して持歸りた……毎日檢身されるではないか何處へ隠して…… 國野「エ、夫れは少し困難であつた所謂苦肉の謀り事を用ひたのさ其藥を持ち歸る朝僕は看守の隙を窺ひ故と脚部を少し擦り剥ひて出血さした而して看守に申出して醫師から膏藥を貰ひ張り附けて置いて夕食の時其膏藥を取り其處へ其藥包みを挟んで其上を膏藥の代りに飯粒で剝げぬやうに眠かり張り附けて持ちて來た

から檢身の時看守は醫士から貰つた膏藥だと思ひ谷めもせなんだ又錠前も例の通り閉 監迄扉の上に載せてあるから看守者の居らぬ間に塗り附けのただ然るに看守者は一向バ子などには心附かず開閉する時はガタン／＼音さへすれば善いと思ふて居る實に呑氣であるから當分氣の着く事はない」と説明すれば近道は其手際を倍々賞し 近道「夫れでは君恚う相談が極まれば善は急げだ早く實行した方が可い例の……夫れ鷹目看守長が出勤すると全体の看守が注意を始むるから切角監房だけは出ても塙を乗り除へる材木や繩などを得ることが至難になる若し一度失敗すれば二人の身上に一層注意を加へらるゝは必然である爾うなると其熱の冷める迄一年や二年は逆も六ケしいマー今の處では兎に角僕等は普通の強盜と違ひ政事上の犯罪だから逃走などはせんと信じて皆油斷して居るから万事都合だ殊に昨日まで彼の物置の修繕に用ひたる足場九太や繩切が其儘工場の軒下に積んであつた彼れを利用すれば彼んな塙などを



乗論るのは無人い地を行くと同じだ……好事魔多しだ明日とは云はず今直ぐに實行しようエ、直ぐにサ……今から……」と例の勢急に迫れど國野は沈黙して暫し考へ居りしが體がて口を開き 國野「君今直ぐとは餘り短氣だ兎角物事は爾う勢急に遣つては不可殊に愈々二人の相談が極まれば石田先生の同意を経ねばならぬ三人は死生を共にすると一旦誓ひたれば先生獨り残して行く譯けにはならぬ縦へ先生は共に逃げすとも先生の承諾だけは繼ねばならぬ又此事は僕等の身上に就ては生死存亡に係る一大事だから慎重に慎重を加へねばならぬ速かならんと欲すれば大事ならずだ而して君は無暗に爾う急いで監房を出よう云ふが爰を出てから何處の方向を指して行く積りか胸算があるか 近道「夫れは未だ別に定まらぬが此監房さへ出れば看守の居ない處を行けば善いではないか所謂臨機應變で……何も爾う君のやうに先きから先きの事を考ふるに及ぶまいが 國野「君夫れは不可んよ爾んな無謀では成就は甚だ覺束かない而して首尾よく此構外へ出た處で直ぐに夜が明けるやうでは此服裝では詮方がない第一其邊も考へねばならぬさ 近道「大丈夫く未だ君二時前だもの曉天には三時間餘あるサ又君石田君に相談するのは夫れは駄目だ若し相談すれば總ての計畫は全く水泡だよ如何して彼の頑固先生が承諾するものか此密議は忽ち破壊されてしまふよ君…… 國野「不可く君は夫れだから困るて成る程三時間と云へば長いやうだが普通往來を歩くとは違ひ大に時間を要するではないか又監房を出るにも交代から三十分を過ぎぬ中は交代した看守は皆各線を巡行して居るし而して又交代して來た看守も間がないから眠りもせず注意して居るから塙際まで行くのは中々困難だ又塙の外へ出ては巡査に衝突せぬよう所々を迂回せねばならぬ……僕は明晩實行する積りだ……石田先生さへ承知すれば……」と云へば近道は豁然として 近道「嗚呼君は此機に臨んでまだ躊躇する歟機は得難く失ひ易しと云ふではないか君是非今實行して呉れ玉へエ、君……」

かぬと……」 近道「可々總て君の命令に従ひ違はぬと云ふ事を誓ふよ……」 國野「夫れでは君準備し玉へ準備と云ふても別にする事はない身輕によ長衣を脱ぎて何寒い弱ひ事を云ふな編絆と股引で而して半纏は直ぐ脱げるやうに夫れから足を手拭で包み玉へエ、片足では不可何手拭は一本だ一本は分つて居るさ構はぬ石田君のを用ひ玉へ叱々……爾うぞし……」しては石田君が目を覺すッ何炊夫が起きたと夫れでは二時半だ時間は極妙だ」と體がて二人の準備は整ひぬ 國野「夫れでは可しか近道君……」 近道「可々大丈夫だ是れで……」 國野「サ、君夫れでは出懸けるぞ」と二人は猛然として立上り扉の側に進みたり吁 危哉二人の行爲果して此の事を遂げ得るや又如何なる椿事を惹き起すや并は次篇に於て詳説せん

何も蚊も天運だ皇天若し二人の衷情を憐まば成就するサ若し失敗したら夫れ迄の運と諦めるのさ明日若し鷹目が出勤して見玉へ全監中又蟻の匂ひ出づる隙もなくなる殊に今夜は 幸に曇りて恰ど雨さへ催して居るから眞の暗黒で脱獄には頗る屈強だ誠に天の賜だ若し明晩晴れて見玉へ明日は舊の十七日だから月明燈々として逆も實行は出來ない君速かに決し玉へ今夜は天の與へだ天の與ふるを執らざれば却て禍がある……君サ、決し玉へエ」と倍すく催促していつかな思ひ止まるべきやうすなければ國野は爰に考を馳へし 國野「君……近道夫れまで君は決心したなら今夜直ぐ實行しやう石田先生には友誼に背ひて済まぬが詮方がない……直ぐ遣つ附けやう……だが君僕は君に約束して置く事がある今爰を抜け出でしより途中君と袂るゝ迄は總て僕の指揮に従ふか如何だ若し夫れが出來ぬと云ふなら必らず失敗する事を僕は看破して居るから僕は君に同意せぬ……君如何だ明答し玉へ總て僕の指揮に従ひ決して背

かぬと……」 近道「可々總て君の命令に従ひ違はぬと云ふ事を誓ふよ……」 國野「夫れでは君準備し玉へ準備と云ふても別にする事はない身輕によ長衣を脱ぎて何寒い弱ひ事を云ふな編絆と股引で而して半纏は直ぐ脱げるやうに夫れから足を手拭で包み玉へエ、片足では不可何手拭は一本だ一本は分つて居るさ構はぬ石田君のを用ひ玉へ叱々……爾うぞし……」しては石田君が目を覺すッ何炊夫が起きたと夫れでは二時半だ時間は極妙だ」と體がて二人の準備は整ひぬ 國野「夫れでは可しか近道君……」 近道「可々大丈夫だ是れで……」 國野「サ、君夫れでは出懸けるぞ」と二人は猛然として立上り扉の側に進みたり吁 危哉二人の行爲果して此の事を遂げ得るや又如何なる椿事を惹き起すや并は次篇に於て詳説せん

# 出獄人保護

## 東京出獄人保護事業第一年報

緒言

明治三十年一月三十一日大赦裁判令御施行に際し適き本事業を開始してより茲に一年を経過したるを以て其成績及會計を精査し協議員の意見を經、東京出獄人保護事業第一年報を編纂し隨て賛助員各位の鑑下に呈す

不肯風昭素より主管其任に堪へず能く其功績を擧ぐるも能はずと雖ども茲に今年報を世に公にするに至りしは偏に諸君の厚き賛助を蒙りし事に賴するものなるを鳴謝せざるべからず

本事業の社會に裨益するは更らに贅言を要せず保護方法に於ても經驗上個人誘導を主とし單に各個適當の家業を授け専ら自治自治の途に由らしめ更に其善の境過程に誘導し恒産を造り以て恒心を保ちせしむるに同情同感の保護誘掖により恒心を喚起し以て恒産を保護せしむるが爲念に別除するに至らば方に世の害を防止するに足るべし而して彼等由是觀之は百般社會事業中、本事業の如きは公益最も多きものと信ず善くは今後益々大方の高教を仰ぎ保護方法を精考し且つ廣く賛助を求め維持經濟を強固にし以て著しく本事業の功績を奏するに至らんことを

明治三十一年一月十日 記者 原 鳳 昭 謹 誌

本 多 磨 一

- 日本生命保險會社員
- 文科大學々生
- 在關連 法科大學教授
- 北海道樺戸月形村農家
- 本郷元町耳科醫院長
- 華族女學校教授
- 勞動世界記者
- 舊教友至支配人
- 上野四馬門大工棟梁
- 神田錦町活版同志社主
- 神田旭町鍛冶方
- 駿河臺東洋内科醫院長
- 神田錦町高頭
- 華族女學校教授
- 青山學院神學生
- 九段美以教會牧師
- 柳原菊寛細工方
- 神田錦町左官棟梁
- 柳原石輪問屋
- 北海道炭礦會社員
- 土木組土工方頭取
- 堺町木挽棟梁
- 東京榮酒會々長
- 芝公園
- 三田アリキ方
- 下谷五軒町煉瓦方棟梁

- 岡田 登 治 殿
- 岡田 哲 調 殿
- 岡田 朝 太 殿
- 小野 田 卓 調 殿
- 小此 木 信 六 殿
- 渡 邊 肇 子 殿
- 片 山 潛 殿
- 川 畑 竹 馬 殿
- 加 藤 慶 藏 殿
- 田 中 正 造 殿
- 高 見 己 之 吉 殿
- 高 田 耕 安 殿
- 立 原 梅 吉 殿
- 津 田 梅 子 殿
- 生 江 孝 之 殿
- 中 川 邦 三 殿
- 藤 田 仁 兵 衛 殿
- 小 林 梅 吉 殿
- 小 林 富 次 殿
- 古 屋 和 夫 殿
- 松 浦 銀 次 殿
- 青 柳 伊 之 助 殿
- 安 藤 太 郎 殿
- 山 東 直 砥 殿
- 佐 々 木 周 綱 殿
- 木 村 辰 次 郎 殿

本報告を公にするに臨み、主管者は特に左文二則を記し諸君の厚意を感謝し併て社會のために盡されたる諸君の清勞を世に報道す。各協議員諸氏は重職又煩割の地位に在らるゝも常に主管者の協議に與り本事業のため考究精査せられ或は公演遊説の勞を取られ主管者を扶翼擁掖せられたり。協議員の外特に本事業を贊助し清勞を取り主管者を扶掖せられたる諸君は左の如し

- 神田三崎町耐實建築家
- 神田新銀町(當家屋差配人)
- 神田錦町活字鑄造家
- 神田仲町金庫鍛冶方
- 木石町清水組支配人
- 木挽町スレート商會
- 舊幕府記者
- 基督教新聞記者
- 青山中學々生
- 伊 藤 爲 吉 殿
- 伊 藤 又 藏 殿
- 岩 藤 錠 太 殿
- 巴 川 新 次 殿
- 原 林 之 助 殿
- 細 江 小 十 郎 殿
- 戸 川 安 宅 殿
- 留 岡 幸 助 殿
- 大 山 侯 爵 夫 人 殿
- 大 竹 義 近 殿
- 岡 部 子 爵 夫 人 殿
- 小 河 滋 次 郎
- 岡 部 長 藏
- 中 村 元 雄
- 清 浦 奎 吾
- 三 好 退 藏
- 島 田 三 郎
- 土 方 久 元
- 鈴 木 眞 一
- 宮 本 央 殿
- 遠 藤 政 吉 殿
- 土 方 伯 爵 夫 人 殿
- 藤 刈 隆 源 殿
- 須 田 卓 次 殿
- 杉 戸 梅 吉 殿
- 鈴木 萬 三 郎 殿

上二番町(當家屋持主)  
清水組土工方頭取  
法 學 生  
小石川春日町眼科明々堂院長  
神田錦町人足方頭取  
神田北神保町神保醫院長  
以上  
○成 讀  
被保護者二百九十六人  
自明治三十年一月卅一日至同年十二月卅一日

現 況 (二月十日調査)  
在東京就業自活するもの 百四十四人  
内 保護者家宅に宿泊するもの 五十人  
各自家を構へ又は雇主方等に宿泊するもの 九十四人  
他地方に轉住し就業自活するもの 百十六人  
内 居住を一定し就業するもの 九十三人  
定住なく出稼就業するもの 二十三人  
死亡者 六人  
内 保護者の許に於て 四人  
自己の居宅に於て 二人  
歸國後現今所在不明のもの 十七人  
保護者家宅より逃亡したるもの 五人  
内 四人は監視利あるものなり此内二人は後犯罪あり就縛入監せり三人は所在不明なり  
保護者の家宅を離れたる後再び犯罪せしもの 八人

内 四人は定住就業者、四人は出稼業者なり又此内四人は東京にて犯罪、四人は他地方にて犯罪せしものなり

東京に居住し就業自活する被保護者

九十四人の現況

居住 自宅を購へたるもの 二十一人  
雇主宅又は工場に宿泊するもの 十七人  
他に同居するもの 四十八人

婚姻 新に妻を娶りたるもの 二十三人  
舊縁に復したるもの 一人

○職 業

被保護者就業現在表

東京居住者 百四十四人  
地方居住者 百十六人

Table with columns for profession (e.g., 職名, 業名) and location (東京, 地方). Rows include various jobs like 印刷工, 縫製工, etc.

Table with columns for business type (e.g., 商店, 農家, 職工) and counts. Rows include 商店, 農家, 職工, etc.

○工 賃

多額を得るものは技藝者にして一人日給金四十銭より六十五銭少額なるものは日雇土工等にして一人日給金三十七銭より二十銭なり常雇のものは一人日給金二十五銭月給の者は雇主方贈、仕着附にて二圓以上六圓なり

○貯 金

郵便貯金現在金は七十七圓を有せるものを最多額とし最少額なるも

Table with columns for month (二月 to 十二月) and rows for expenses (食料, 雑費, 合計). Shows monthly spending patterns.

備考二月分は創設當時にして一人より一日金十銭を償はしめ餘は義捐金を以て補足したるものなり五月以降は借家料を支辨したるの物價騰貴により増加したるものなり

○衛 生

爰に本事業は特に神田區北神保町神保醫院の義舉費助を囑謝せざるを得ず本事業創設以來同院に被保護者の治療費薬費を悉皆施與せられ特に懇切同情を以て可憐病者を救護せられたり何分にも被保護者數十人のとなれば服藥患者も少なからず其費用より容易ならず一人の痼疾者の如きは服藥四ヶ月に涉りたりき殊に同院醫員の平素懇篤親愍を以て患者を遇せられたるときは被保護者の感化上大に効力を與へ本事業を扶掖せられたるものと最も多きに處る

盲人痼疾者の外は各五圓以上の密額をなせり

○食料雑費

食料 飯米、野菜、魚肉、薪炭及脂肪粉料等なり  
雑費 借家賃、石油、炭、毀損消耗する炊事具、家具、什器の購入修繕  
洗滌洗濯費等なり  
此の實費を人頭に割當て各自之を支辨せしものなり

神保醫院長鈴木篤三郎君は屢び寄留所に臨み治療せられたり、傳染病流行時に際しては自ら顯微鏡を携へられ各種傳染病の微菌を顕示説明して傳染病毒の恐るべき衛生講話を致されたり、又は醫員を派して豫防薬を携へしめ室内の豫防消毒法を施行せしめられたり、由之主管者の最も危懼したる傳染病を免れざるは公共のため深く神保醫院の義舉を囑謝せんばあらず  
眼科主治小石川春日町明々堂須田卓次君及本郷元町耳科主治小此木信六郎君亦本事業を贊助せられ各其主治患者のため治療せられたる者其惠恤に與かりたるを併て爰に囑謝す

被保護者中六人の死亡者あり内二人は自宅にて、四人は保護者の手にて内一人は肺患に罹り赤坂病院に於て一人は左股關節炎に罹り醫科



コールド  
cold.  
寒ク  
ニ

イフ セイ ウェーア リッチ ウード  
If they were rich would  
ナラハ 彼等ガ アリシ 富貴デ アロウ  
ニ

セイ ビカム プラウド  
they become proud?  
彼等ハ ナルデ 高慢ニ  
ニ

ホワット シヤル アイ フォー  
What shall I do?  
ニ

ウ井 マスト ゴー ホーム  
We must go home.  
吾々ハ 子バナラヌ 歸ヘ ラ  
ニ

メイ アイ ゴー インツー セー ガー ドゥン  
May I go into the garden?  
宜シキカ私ハ ハイリテモ 園ニ  
ニ

ヒー セッド ヒー クード ナット カム  
He said he could not come.  
彼ハ 云ヒシ 彼ガ 能ハザリシト 來リ  
ニ

アイ ディッド ナット ビリーヴ セイ  
I did not believe they  
私ハ ナサリシ 信シ 彼ガ  
ニ

ウード ビー エーブル ツー バイ エ  
would be able to buy a  
買ウ 丁ガ 出來 ルト ハ  
ニ

ハウス  
house.  
家ニ  
ニ

ユー オート ナット ツー ハヴ ダン  
You ought not to have done  
汝ハ 爲ステ ハ ナイ  
ニ

ザット  
that.  
ソレニ  
ニ

ユー オート ラー ハヴ ペード シス  
You ought to have paid this  
汝ハ 拂フ 筈ダ  
ニ

デット  
debt.  
負債ナ  
ニ

セー グード ソン リスペクツ ヒズ  
The good son respects his  
善真ナル子ハ 敬スル 彼ノ  
ニ

パーレンツ  
parents.  
親ナ  
ニ

ゼーグー ド ファーザー イズレスペクテッド  
The good father is respected  
善真ナル 父ハ 敬セラル  
ニ

バイ ヒズ ソン  
by his son.  
彼 ノ子ニ  
ニ

シズ ニュー ハット ヴイツ ミー  
This new hat fits me  
此 新シキ 帽子ハ 適ス 私ニ  
ニ

ヴェリー ウェル アイ ウィル バイ イツト  
very well; I will buy it.  
大變 ロク 私ハ アロウ 買ウテソレヲ  
ニ

ヒズ ファーザー ハズ キーヴン ヒム  
His father has given him  
彼ノ 父ハ 與ヘ タ 彼ニ  
ニ

エ ゴールド ウATCH  
a gold watch.  
金ノ 時計ニ  
ニ

ヒー ウィル キーヴ ミー エ ニュー  
He will give me a new  
彼ハ アロウ 與ヘルデ 私ニ 新シキ  
ニ

ブック  
book.  
書物ニ  
ニ

アイ ベッグ ユーア パードン  
I beg your pardon.  
私ハ 願フ 汝ノ 免シニ  
ニ

アロー フレンツ ハヴ ヘルプド アス  
Our friends have helped us.  
吾々ノ 友ガ 助ケタ 吾々ニ  
ニ

ウ井 リメーンド エ ロング タイム  
We remained a long time  
吾々ハ 残りシ 長キ 間  
ニ

イン セー シティー  
in the city.  
ニ 市  
ニ

セー ペーパー ハズ フォールン インツ  
The paper has fallen into  
紙ガ 落タ 處  
ニ

セー ファイア  
the fire.  
火  
ニ

# 豫約御申込各位ニ告ク

前内務省警保局長小野田元瀨君題辭 警視廳監獄書記横江勝榮君  
監獄事務官小河滋次郎君序文并檢閱 大日本監獄協會佐野 尙君 合著

## 司獄官吏必携

(非賣品)

製本實費 金六拾五錢

右ハ司獄當局者諸君ハ勿論司獄官タラントスルノ諸士ニハ座右欠クベカラザル  
良書ナルコトハ司獄界ノ泰斗小河滋次郎君ノ序文ニ昭カナリ。而シテ本書ハ同  
君ノ檢閲ヲ經タルモノニシテ且ツ周到綿密ナル横江佐野兩君ノ筆ニ成リ。曩ニ  
豫約法ヲ以テ募集シ今ヤ千ペーシニ垂々トスル浩瀚ノ書、竣功ヲ告ゲ候ニ付御  
申込順ヲ以テ續々發送可仕候間此段御申込各位ニ告ク、且ツ御申込洩レノ方ア  
リテハ遺憾ニ付壹百部ヲ限リ殘本有之候間大至急御申込アレ

○今後御申込モ前廣告ノ通り月賦ニテモ宜敷候

### 發行所

東京市淺草區  
黒船町廿八番地

### 東京並木活版所

敬白

前司法大臣 清浦奎吾君題字  
 前大審院長 三好退藏君序  
 留岡幸助君著  
 內務省監獄事務官 小河滋次郎君序

# 感化事業之發達

定價 十八錢

郵稅 四錢

## 發兌

東京市京橋區出雲町一番地

警醒社書店

### 寄書規定

- 第一 監獄雜誌へ掲載の材料として玉稿御送付被下候節は、野紙、白紙を問はず、半紙又は美濃紙の内を以て一行(行に二)二十三字詰となし、其字体を判明に、且假名は可成平假名にて御記載相成たし但鉛筆は植字の際消滅し易きを以て普通の筆墨にて御認め被下たし
  - 第二 寄書は一項毎に都て別紙に御記載相成たし但問答と雖も一問一答如に必別紙に御認めあらんとを乞ふ
  - 第三 表題、(地名署名)姓名(又は號)は本文の前に御記載被下若し御匿名なるときは地名(署名)姓名は編輯部参考の爲め欄外に御認め相成たし
  - 第四 質疑に對する應答中緊要と認る事項に就ては、學士大家の審査を乞ひ其明解を付するとあるべし
  - 第五 毎月五日前(六月は一日前)本會へ御送附の分は其月發行の本誌へ、其以後到達の分は翌月の誌上へ掲載すべきものと御承知被下たし
- 質疑の應答は勿論本誌全体の記事に就き議論を上下せらるゝ時は可成次號へ投書相成たし

明治三十一年五月二十日

發行人兼編輯人

印刷所 愛知縣名古屋市西洲崎町四番戶  
 發行所 東京市四ツ谷區荒木町二十七番地  
 印刷所 東京市京橋區卅間堀二丁目一番地

破沼村 海沼村 警察監獄學會 本會事務所 明教社

(明治二十七年二月廿六日選信省認可)